

議事日程（一般質問日） 令和6年3月12日 午前9時開議

日程第 1 一般質問について

日程第 2 議案第 2 号 令和5年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算（第7号）について

日程第 3 議案第 3 号 令和5年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第 4 議案第 4 号 令和5年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第 5 議案第 5 号 令和5年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第 6 議案第 6 号 令和5年度三重県桑名郡木曽岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第 7 議案第 7 号 令和5年度三重県桑名郡木曽岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第 8 議案第 8 号 令和5年度三重県桑名郡木曽岬町水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第 9 議案第 9 号 木曽岬町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 10 議案第 10 号 木曽岬町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 11 議案第 11 号 木曽岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 12 議案第 12 号 木曽岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 13 議案第 13 号 木曽岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 14 議案第 14 号 木曽岬町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 15 議案第 15 号 木曽岬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 16 議案第 16 号 木曽岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制

定について

日程第 17 議案第 17 号 木曽岬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 18 議案第 18 号 木曽岬町いじめ問題調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 19 議案第 19 号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 20 議案第 20 号 木曽岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 21 議案第 21 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 22 議案第 22 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計予算について

日程第 23 議案第 23 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計予算について

日程第 24 議案第 24 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 25 議案第 25 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計予算について

日程第 26 議案第 26 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曽岬町土地取得特別会計予算について

日程第 27 議案第 27 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曽岬町下水道事業会計予算について

日程第 28 議案第 28 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曽岬町水道事業会計予算について

日程第 29 議案第 29 号 木曽岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンターの脱水機改築工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について

日程第 30 議案第 30 号 三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8 名）

1 番 後 藤 紀 子
3 番 鎌 田 鷹 介
6 番 伊 藤 守
8 番 三 輪 一 雅

2 番 古 村 護
5 番 加 藤 眞 人
7 番 服 部 英二夫
9 番 伊 藤 好 博

欠席議員（0名）

議場出席説明者

町 長	加 藤 隆	副 町 長	森 清 秀
教 育 長	山 北 哲	総務政策課長	小 島 裕 紹
危機管理課長	坂 倉 丈 夫	会 計 管 理 者	松 本 大
産 業 課 長	多 賀 達 人	建 設 課 長	伊 藤 雅 人
住 民 課 長	伊 藤 正 典	福祉健康課長	黒 田 和 弘
税 務 課 長	中 山 重 徳	教 育 課 長	村 上 強

事務局出席職員

事 務 局 長	藤 井 光 利	議 会 事 務 局	鈴 木 琴 音
---------	---------	-----------	---------

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

午前 9 時 0 分開議

○議長（三輪一雅議員） 皆様、おはようございます。

議員の皆様には、諸般何かとご多用の中、ご出席賜り厚く御礼申し上げます。また、加藤町長をはじめ執行部の皆様におかれましても、ご出席いただきありがとうございます。

さて、令和6年第1回定例会は2月29日に開かれまして、本日は一般質問日でございます。この後行われます一般質問並びに議案審議に際しまして、慎重な審議を尽くしていただきますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員数は8名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は既にお手元に配付のとおりでございます。

日程第1 一般質問について

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第1、一般質問についてを行います。

一般質問の通告を受付ておりますのは、

- ① 1 番議席 後藤 紀子 議員
- ② 2 番議席 古村 護 議員
- ③ 6 番議席 伊藤 守 議員
- ④ 3 番議席 鎌田 鷹介 議員
- ⑤ 7 番議席 服部 英二夫議員、以上5名の方でございます。

一般質問の発言の順番は、定例会開会日の議会運営委員長報告のとおり、受付順に発言していただきます。なお、質問内容は、簡潔明瞭をお願いいたします。

それでは、はじめに、1 番議席、後藤紀子議員の質問を許します。

登壇の上、お願いします。

○1 番（後藤紀子議員） 議長、1 番。

○議長（三輪一雅議員） 1 番議席、後藤紀子議員。

○1 番（後藤紀子議員） 皆様、おはようございます。

私から、被災時の避難所環境について質問させていただきます。

今年の元日に発生した能登半島地震で石川県は大きな被害を受けました。珠洲市や能登町などは津波、輪島市は建物の倒壊や火災などで、現在も影響を受けています。連日ニュースでも取り上げられており、様々な情報が目に入ります。

中でも避難所の映像は多く流されており、その映像を見て疑問に思いました。東日本大震災の教訓が生かされていない。災害が起き、避難所が設置される度に問題になるプライバシーの確保、雑魚寝による災害関連死の増加という点で何の改善もされていないと感じました。

まず、プライバシーの確保ですが、体育館の床にひしめき合って寝る為、全く知らない人々が隣で寝ることになります。この状況は想像するだけでも恐怖ではないでしょうか。

また、雑魚寝の危険性についてですが、冷たく硬い床に寝ることにより、疲れも取れない、エコノミークラス症候群になる可能性が高くなる為、災害関連死が増加するとこれまでの災害に関する調査で明らかになっています。

このことから、当町での避難所運営全般について質問させていただきます。

避難所が開設された場合に取り急ぎ必要になるのは食事とトイレになりますが、すぐに用意できると考えられていたにも関わらず、能登半島地震で問題になったのは温かい食事と洋式トイレでした。

当町が考える避難所運営の形を教えてくださいませんか。また、その中でも詳細に教えていただきたい内容が2つあります。

1 番、プライバシーの確保、雑魚寝にならない為に段ボールベッドを用意する、こちらはともに段ボールメーカーとの防災協定により解消できるのではないかと考えますが、すでに防災協定は結んでいるのでしょうか。防災協定を結んでおられるのであれば、どこの地域のメーカーか教えてくださいませんか。

2 番、障害を持っておられる方は落ち着く為に個室が必要な場合が多いそうです。障害を持っておられる方、配慮が必要な方への対応はどこまでを想定しているかを教えてくださいませんか。よろしくお願いいたします。

○議長（三輪一雅議員） 1 番議席、後藤紀子議員の質問に対して、町長、ご答弁願います。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 改めて皆さん、おはようございます。

今日は朝からあいにくのお天気でございますけれども、先日は、桑名では雪が降りました。昨日、3月11日は、東日本大震災から13年が経ちました。あの日も雪が降っておりました。正月、新年早々元日に、能登半島大地震が発生し、このようにお天気が悪かったり寒い日が続きますと、能登半島の皆さん方、極寒の中で心の折れるような気持ちを持ちながらも、お互いが支え合い、助け合い、頑張っていらっしゃる被災地の皆さん方に、改めて、お亡くなりになられた方々にお悔やみと、そしてお見舞いを申し上げる次第でございます。何よりも、1日も早く、復旧復興、落ち着いた暮らしが戻ることを祈るところでございます。

そうした中、令和6年の第1回町議会定例会を2月の29日に招集、開会をいただきまして、今期定例会には、議案29件と同意案件2件、合わせて31件を提出をさせていただき、開会日初日には、人事の同意案件2件、いずれも同意をいただきました。誠にありがとうございます。

現在は、令和5年度の補正予算案、条例改正案、令和6年度当初予算案など、合わせて29件の議案のご審議をお願いをしているところでございます。

本日は、一般質問日を迎え、今期定例会には、5名の議員の方からご質問いただいておりますので、それぞれ誠意を持ってご答弁をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、ただいまの1番議席、後藤紀子議員の被災時の避難所環境についての質問に対し、ご答弁を申し上げます。

まず、避難所運営について、後藤議員さんは教訓が生かされていないとの視点からご質問をいただいたと思います。しかし、国では、国内各地で発生している大災害の教訓をふまえて、「避難所運営ガイドライン」等が策定されており、その中で、大規模かつ突発的な災害が発生した際には、「避難所生活は住民が主体となって行うべきもの」とされているところでございます。

町の全域が被害を受けるような災害の場合には、ライフラインの回復が遅れ、避難所生活が長期化することも考えられるわけでございます。避難生活が長期化した場合、避難者はお互いに励まし合い、支え合い、助け合って避難所運営に協働して参加することはもちろん、ボランティアや周辺企業などとの連携についても積極的に求めながら避難所運営が必要となってまいります。そのため、避難所をどのように運営していくのか、避難所の質の向上を図るにはどうしたらいいか、平常時から地域の皆さんにおいて、事前に十分に検討をされている必要があると考えておるところでございます。

避難所運営の検討にあたりましては、平成29年に木曽岬町としての避難所運営の基本方針をまとめてございます「木曽岬町避難所開設・運営基本マニュアル」を作成いたしておりますので、これをベースにそれぞれの自主防災組織が中心となって、避難所ごとの運営マニュアルを作成していただきたいと考えているところでございます。自主防災組織の勉強会の場におい

て、繰り返し町からは皆さん方に周知をさせていただいておりますが、未だ、十分ではなく、引き続き、自主防災組織の皆さんに対して作成支援を行っているところでございます。

また、発災初期の物資不足による混乱を最小限にとどめるためには、住民の皆様や自主防災組織、事業所等が、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平常時から災害時に必要な物資等を備蓄しておくことが最も重要であると考えております。

そして、国の指針もそうでございます。そのうえで、公助による備蓄及び調達、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する役割を担っているところでございます。

南海トラフ地震等による大規模災害発生時には、発災後数日間は物流機能の停止等に伴って、被災地域内での自立的な物資の供給体制を築くことが必要になると想定されるため、町民の皆様や事業所等、市町及び県の各主体が連携・協力して物資の確保にあたることといたしております。

後藤議員ご指摘の食料やトイレについてでございますが、県の「三重県備蓄・調達基本方針」において、過去の大規模災害での需要等を踏まえた重要品目と位置付けられております。その中で示されているものについては、町で備蓄すべきものの目標は概ね確保いたしているところでございます。また、被災者への物資供給にあたっては、発災後1日から2日の間は、町の現物備蓄と流通備蓄による対応、発災後3日目は、県の流通備蓄の供給による対応、発災後4日目以降は、国からのプッシュ型支援による対応と示されているところでございます。

能登半島地震では、発災翌日の1月2日から一部の市町で給水車による給水活動が実施され、1月3日からは協定締結事業者から食料やトイレットペーパー、子ども用ミルクなどの生活物資が各市町を通じて避難所への配布が始められておりまして、また、自衛隊におきましても、救助活動や道路啓開と並行して、1月2日から給水支援が、1月4日から簡易トイレの搬送や給食支援活動が実施されております。

議員お訊ねの段ボールメーカーとの防災協定につきましては、当町では令和2年3月27日に愛知県にございます東海紙器株式会社と大阪府にあるJパックス株式会社との3者で災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定を締結いたしているところでございます。

また、町におきましても、段ボールベッドと間仕切りを27セット、簡易ベッドとテントを156セット備蓄をいたしており、大規模災害時には、こうした協定や備蓄と並行して、国や県に対しても要請を行い、必要分を確保することといたしております。

配慮が必要な方への対応といたしましては、避難所において、可能な限り福祉避難スペースを設けるとともに、高齢者、障害者、女性、子供、外国人及び性的マイノリティなど、それぞれに多様なニーズがあることを理解し、避難所運営に努めていく必要があると考えております。

また、要配慮者のうち、指定避難所では生活に支障をきたすなど、特別な配慮が必要な方につきましては、町内2箇所に福祉避難所を開設し対応することといたしておりまして、福祉健康課において、オムツや液体ミルク等の備蓄を行っているところでございます。

さらに町では、障がい者を含めた避難行動要支援者が避難できるように、地域の中で避難の支援をしていただくための個別避難計画の策定を支援していきます。避難するには、地域の皆様方の支援やご協力など共助が不可欠でございます。そのため、日頃からのお互いのあいさつや声掛けなどを通して要支援者との関係づくりに普段から取り組んでいただきたいと考えております。

避難所において良好な生活環境を確保することは、被災者の健康を維持し、災害関連死を防ぐ上で非常に重要な事項であり、例えば、温かい食事の提供につきましては、各地区にある防災倉庫に移動炊飯器セットを備蓄しているところでございますが、県内の各市町でキッチンカーの協定を締結している事例もあることから、私共もそうした事例なども参考にしながら検討を進めていきたいと考えております。

当町は、備蓄に関して国・県の方針や基準についての備えはいたしているところでございますが、能登半島地震をふまえ、更に優先度や必要性をしっかりと検証し、議員おっしゃるように備えの拡充を図っていくことも非常に大事だと考えてございます。

今後も引き続き、自主防災組織を対象とした勉強会の開催や地域における防災訓練の支援などに取り組み、避難所の良好な生活環境の確保に努めて参りたいと考えております。

行政は、先ほども言いましたけれども、住民の皆さんとしっかりとそれぞれの役割を担って、万が一に備えていきたいと考えてございますので、以上のことを申し上げ、後藤紀子議員の被災時の避難所環境についてのご質問に対するご答弁とさせていただきます。

ご理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（三輪一雅議員） 後藤紀子議員、よろしいですか。

○1番（後藤紀子議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 後藤紀子議員。

○1番（後藤紀子議員） 自主防災会のお話が出たのですけれども、自主防災会、今育てている途中とか勉強会の途中なので、あまり深く言うことはないのですけれど、本当に今の時点で全く育ってないと思うので、たくさん勉強会していただければと思います。

答弁の中にありましたトイレの数、概ね確保していますというのがあったのですけれど、トイレ、何基ぐらい、今現状町で保管しているのかというのと、備蓄の食料は何食分くらいあるのかをお聞かせ願えますか。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 後藤紀子議員さんの再質問でございますが、自主防災のことも少し触れられましたが、私は行政の一番大事なことは、平常時から、皆さんにそういった、必要なこと防災意識、或いは防災知識をいかに高めるか、そして皆さんに自覚をしていただくためのそういった努力を普段からしっかりとやっていくことがまず一番大事だと思っております。

そういったことも、議員さんとも思いを共有しながら取り組んでいきたいということを基本的に考えてございます。

そして今、個別具体的なことでトイレのお話だとか食料のお話がございました。担当課長から、詳細に説明させていただきます。お聞き取りをいただきたいと思います。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 坂倉危機管理課長。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 議員お尋ねの備蓄の状況ですけれども、携帯トイレにつきましては、備蓄が3万3,285回分ということと、食料につきましては、3万1,720食分の備蓄を町として、しているところでございます。

○議長（三輪一雅議員） 後藤紀子議員、よろしいですか。

○1番（後藤紀子議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 1番議席、後藤紀子議員。

○1番（後藤紀子議員） トイレについてですけれど、簡易トイレですか。それはトイレの上に敷くトイレの話ですか。きちんとした個室のトイレではなくてということですか。お願いします。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 坂倉危機管理課長。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） トイレにつきましては、携帯トイレになります。

トイレの便器に袋を被せて、トイレをした後に、薬剤を入れ凝固させるものでございます。

○議長（三輪一雅議員） 後藤紀子議員、よろしいですか。

○1番（後藤紀子議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 1番議席、後藤紀子議員。

○1番（後藤紀子議員） 通常の個室のトイレというのは、町としては保管していないということですか。工事現場とかにあるようなトイレは、ないということでしょうか。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 坂倉危機管理課長。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 個室のトイレというのは、断水にもなりますので、水を使う場合、トイレに関しては使用できなくなるということで、議員おっしゃられるような、個室というか仮設トイレにつきましては、協定等を活用して流通備蓄で確保する、または、県などにも通じて、確保していくということになります。

○議長（三輪一雅議員） 後藤紀子議員、よろしいですか。

○1番（後藤紀子議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 1番議席、後藤紀子議員。

○1番（後藤紀子議員） 地区で用意するというのは、正しいですか。町で用意はしない

ということですか。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 坂倉危機管理課長。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） こういったものは町の方で、準備・確保をしていくことになります。

○議長（三輪一雅議員） 後藤紀子議員、よろしいですか。

○1番（後藤紀子議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 1番議席、後藤紀子議員。

○1番（後藤紀子議員） 町で用意するというのは多分県に要請してとか、何かしらあるとは思いますが、トイレを設置されるまでの期間というのはどれぐらいを考えていらっしゃるのでしょうか。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 坂倉危機管理課長。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 速やかには考えてはおりますけれども、その災害の被災の状況、例えば交通状況なども踏まえてのことになりますので、具体的にこの何日ということの明言というのは、なかなか困難であると考えております。

○議長（三輪一雅議員） 後藤紀子議員、よろしいですか。

○1番（後藤紀子議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 1番議席、後藤紀子議員。

○1番（後藤紀子議員） トイレは非常に重要だと思うので、おそらく普通のトイレが使えるの簡易トイレの用意だと思うので、そこは1日でも1時間でも早く設置されるようにお願いしたいと思います。

あと先ほど町長の答弁にありました個々の防災意識の話です。個々の防災意識を高めるために、定期的に行政からの情報を提供するということは、今のところ特にはないと思うのです。防災ガイドブックを、何年間に1回出しますというのではなく、随時、何か月かに1回でもそういう発信が町からできないかと思っているのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 坂倉危機管理課長。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 防災に関する広報についてですが、町長の答弁にありましたように自主防災会の勉強会、これを通じて様々な情報の提供などもさせていただいておりますし、あと町のホームページなどでも防災に関する情報提供というのもさせていただいています。

また適宜、配信メールなども使って、都度、情報提供はしているという状況でございます。

○議長（三輪一雅議員） 後藤紀子議員、よろしいですか。

○１番（後藤紀子議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） １番議席、後藤紀子議員。

○１番（後藤紀子議員） ありがとうございます。

次にお聞きしたいのが、段ボールメーカーとの防災協定の件ですけれども、愛知県にある東海紙器さんと大阪府にあるＪパックスさんと防災協定を結んでいらっしゃるということですが、入ってくるのにどれくらいの日数がかかるのかということと、一度にどれくらいを一気に入れていただけるのかというお話を聞かせていただけますか。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 坂倉危機管理課長。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 日数と量というところですが、先ほどトイレでもお話させていただいたように、その時の交通の事情などもあり、いつまでということはなかなか明言は難しいと考えております。

また、量につきましても、その時、町の方から要請をさせていただいて、事業者の方でどれだけ用意できるのか、またその町の方でどれだけ必要なのかということもありますので、そういったものも含めてのことになるので、今の段階で幾つというところは、これについても明言というのが難しいと考えております。

○議長（三輪一雅議員） 後藤紀子議員、よろしいですか。

○１番（後藤紀子議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） １番議席、後藤紀子議員。

○１番（後藤紀子議員） 道路状況などはあると思うのですが、何日に何個出せるかというのは確認はしていただきたいと思います。

あと答弁でもありましたキッチンカーとの協定の締結。これもできることであれば、なるべく早めに協定は組んでいただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

この質問は以上です。次の質問に参ります。

次は、高齢者等福祉タクシー料金助成事業についてお伺いします。

まだ開始から２年ほどのこちらの事業は検証途中かとは思いますが質問させていただきます。

タクシー料金の初乗り運賃にあたる６５０円を割引してもらえるというものですが、使用率の低さが気になります。１年前の数字ですが、配布は６，３８０枚でその内使用されたのが４３８枚とどこかのタイミングでお聞きしました。普段は必要ないが念のためにもらっておこうという方もいらっしゃるかと思います。

ですが、使用率が低いのは使い勝手の悪さからではないでしょうか。一度のタクシー乗車で使用できるのは１枚。月に４枚まで使用できるとのことですが、例えば、海南病院へ

加路戸地区から行くのと源緑地区から行くのとではタクシー料金は恐らく3倍は違うのではないかと思います。

その金額から650円引かれただけでは負担が大きく、使う気になれないのではないのでしょうか。せっかく予算を組んで発行しているものとなりますので、使用しやすいように変更をしてもいいのではないかと思います。

650円のチケットを月に4枚使用できるのであれば、2,600円を一度に使える形に変更することにより、使用しやすくなるのではないのでしょうか。

使用率が低いこの状況をどうお考えか、お聞かせ願えますでしょうか。お願いいたします。

○議長（三輪一雅議員） 1番議席、後藤紀子議員の質問に対して、町長、ご答弁願います。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） それでは、ただいまの1番議席、後藤紀子議員さんの2点目の高齢者等福祉タクシー料金助成事業についてのご質問に対し、ご答弁を申し上げます。

町の移動手段としての確保は、主に自主運行バスでございまして、令和4年度には年間約14万人のご利用があり、近隣市町に比べても著しく利用率が高い状況となっております。これは、町の地形と自主運行バスの機能が低い、そして料金も手ごろなことが主な要因と考えているところでございます。

このバスを利用できないバス停までの移動が困難な方には、町の社会福祉協議会が実施しておりますお買い物支援サービスいこまいかーや、福祉有償運送が補完をいたしてございまして、それに続くものとして、令和4年度からこの高齢者等福祉タクシー制度を創設いたしまして、町民の皆様の移動手段を確保いたしているところでございます。

そんな中、月に4枚使用できる利用券を一度に使用できるように制度改正してはどうかという議員のご質問でございますが、多くの自治体では現在の初乗り料金相当額の助成が主流でございますので、そのあたりもご理解をいただきたいと思います。

また、後藤議員ご質問の、利用が進んでいないのではないかとという件につきましては、令和4年度末では、申請者数168名のうち76名の方にご利用いただいております、その方々が利用した乗車券の枚数は695枚でございます。利用率は10.7%にあたります。同様の制度を実施している近隣の状況においても、乗車券交付枚数ベースでの利用率は10数%程度でございますので、木曽岬町での利用が著しく低いということではないと考えているところでございます。利用者ベースでの利用率では45%と、約半数近くの方にご利用いただいている状況でございます。申請者の中には、普段はご自身で移動手段を確保されておりタクシーを利用することはないものの、もしものために申請して乗車券の交付だけでも受けておこうという方も多数おみえのようでございます。

高齢者などの新たな移動手段の確保を目的とした事業でございますので、たくさんの方にご利用いただき、移動手段について住民の皆様方に安心感を持っていただくためにも、今後も近隣の状況なども参考にしながら、皆様が利用しやすい制度となるように、さらに努力していきたいと考えているところでございますので、何卒、議員にはご理解とご支援ご協力のほどよろしくお願い申し上げ、後藤議員の高齢者等福祉タクシー料金助成事業についてのご質問に対する答弁とさせていただきます。

よろしくご理解の程、お願いいたします。

○議長（三輪一雅議員） 後藤紀子議員、よろしいですか。

○1番（後藤紀子議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 1番議席、後藤紀子議員。

○1番（後藤紀子議員） ありがとうございます。

令和4年度の実績を教えていただいたのですけれども、まだ確定をしてないと思いますが、今年度の利用実績をわかる範囲で教えていただけますでしょうか。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 後藤議員の再質問でございますが、個別具体的なお話でございますので、担当課長から説明させていただきます。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 黒田福祉健康課長。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 私からお答えさせていただきます。

まず12月末時点で、対象が重複している方もみえるのですが、延べで1,644人みえます。そのうち申請者の方は135人になっておりまして、率にすると8.2%。

一番よくお使いいただくような75歳以上の方で申しますと、これは1月時点で拾ったのですが、1,078名おみえになりまして、そのうち申請された方が107名でございます。率としては、ちょうど10%程度ということでございます。

大体75歳以上のこの100名程度の方のうち、50名程度、約半数の方がお使いいただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 後藤紀子議員、よろしいですか。

○1番（後藤紀子議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 1番議席、後藤紀子議員。

○1番（後藤紀子議員） ありがとうございます。

利用した方からご意見があれば教えていただきたいのですけれど、お願いします。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 黒田福祉健康課長。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） ご利用いただいている方からよく私どもの窓口でお聞きするのは、以前にもこちらで一般質問でも出ましたが、タクシーがなかなか確保できない、来てもらえないというお話はよく伺います。

それと、申請の時に、先ほどの答弁でもございましたが、普段は車に乗ってみるとかご家族さんが送り迎えをしていただくのだけれど、もし、駄目になったときに、タクシーを使いたいからってということもお聞きをしております。

まとめて使いたいってことは申しわけございませんが、私は今年からですけれど、今まで聞いたことはございません。以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 後藤紀子議員、よろしいですか。

○1番（後藤紀子議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 1番議席、後藤紀子議員。

○1番（後藤紀子議員） できればアンケートをとって、どのように使っていったら一番良いのかというのを聞いてもらいたいのですが、アンケートの予定はありますか。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 黒田福祉健康課長。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 今のところアンケートを取るという予定はしておりません。

○議長（三輪一雅議員） 後藤紀子議員、よろしいですか。

○1番（後藤紀子議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 1番議席、後藤紀子議員。

○1番（後藤紀子議員） ぜひ、アンケートをとってもらえればと思いますので、今後よろしくお願いします。

また、制度を知らない方々はいらっしゃると思うのですが、この先、周知方法はどうにお考えなのか、お聞かせください。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 黒田福祉健康課長。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 制度の周知でございますが、ちょうど今、更新時期なので個別にご案内をさせていただいております。

あと広報への掲載と、今年度からはホームページへの掲載、メール配信サービスの方でも周知を図らせていただいております。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 後藤紀子議員、よろしいですか。

○1番（後藤紀子議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 1番議席、後藤紀子議員。

○1番（後藤紀子議員） 私の質問は以上となります。ありがとうございました。

○議長（三輪一雅議員）　続きまして、2番議席、古村護議員の質問を許します。

それでは登壇の上、お願いいたします。

○2番（古村　護議員）　議長、2番。

○議長（三輪一雅議員）　2番議席、古村護議員。

○2番（古村　護議員）　おはようございます。

議長の許可を得ましたので、令和6年第1回木曽岬町議会定例会一般質問日に当たり、通告書に従い、町内に点在する空き家並びに住宅に隣接又は近接する空き地（雑草等）の現状と今後について質問をさせていただきます。

元日、午後4時10分ごろ発生した能登半島地震では、石川県志賀町で震度7が観測され、当町でも震度4の揺れが観測されました。現地の被災状況、倒壊した家屋や火災の発生状況等から、当町においても、平時のリスク管理の重要性を改めて感じたところでございます。

そこで、木曽岬町では、令和3年3月に「木曽岬町空家等対策計画」が策定され3年が経過しました。この計画中、空家等の確認調査の結果として空家等と判断された件数が83件で、この内、良好な建物が45件、それ以外が28件と示されておりました。この調査は令和元年に行われており、現状は当時より増加しているように思いますが、町では空き家バンク制度要綱を整備し、空き家等の有効活用を通じて「暮らしを守り豊かな心と活力を育むきずな深まるまち」を目指すとされていることから、その後の動向把握の状況はどのようなになっているのかお伺いします。

また、先頃春季全国火災予防運動期間が終わりましたが、住宅に隣接又は近接した雑草・雑木等が繁茂した空き地は町内に点在していると思われませんが、これらの現状把握と対処はこれもリスク管理として重要と考えられますが、現状と今後の状況についてあわせて町長の考えをお伺いします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（三輪一雅議員）　2番議席、古村護議員の質問に対して、町長、ご答弁願います。

○町長（加藤　隆町長）　議長。

○議長（三輪一雅議員）　加藤町長。

○町長（加藤　隆町長）　それでは、ただいまの2番議席、古村護議員の町内に点在する空き家並びに住宅に隣接又は近接する空き地（雑草等）の現状と今後についてのご質問に対してご答弁を申し上げます。

令和3年3月に策定いたしました「木曽岬町空家等対策計画」の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間でございまして、概ね5年ごとに空家等の実態調査を行うことになっていきますことから、令和7年度に実態調査を行う予定でございます。

現在の計画では、空家等として判断された物件83件のうち、良好なものは45件、利活用するには一部修繕が必要な物件が15件、大規模な修繕が必要なものは8件、倒壊の恐れがあ

るものは4件、残りの1件は倒壊した場合、隣接に影響を及ぼすものとなっており、隣接に影響を及ぼすものの1件につきましては、本年度に木曽岬町空家等対策協議会において特定空家等として判定をいたしまして、所有者へ指導助言を行い、現在は既に除却が完了いたしております。

また、倒壊の恐れがあるもの4件につきましては、指導により改修が完了しているものが1件、残りについては継続して指導を行っているところでございます。

大規模な修繕が必要なもの8件には、住居として利用されている物件やリフォーム済みの物件もございますが、2件においては指導の必要があると判断し、現在も指導を行っているところでございます。

空家等の動向把握の現状については以上となりますが、空き家対策として、空き家バンク制度を設けておりまして、物件登録は増えてきております。それでも、物件を探す側の空き家バンク利用希望者数の方が大きく上回っているため、更なる空き家バンク制度のPRが必要と考えているところでございます。

また、住宅に隣接又は近接する空き地における雑草等につきましては、木曽岬町あき地等に繁茂した雑草の除去に関する条例において、空き地の所有者や管理者、占有者の責務として、生活環境を阻害する状況にならないよう雑草の除去、その他環境衛生上必要な措置を講じるよう規定をいたしております。

これまでも、空き地における雑草の繁茂を放置することは、タバコの投げ込みなどによる火災発生危険につながることから、町といたしましては、空き地の雑草に関する相談があった際は、現場確認を行うとともに、消防にも現場確認を依頼いたしまして、火災予防上の危険について意見を求め、火災の危険があり、所有者等が管理の責務を怠っていることが認められる場合には、所有者等に対して、指導を行っているところでございます。

また、町では、春と秋に実施される火災予防運動においても、広報無線や広報きそさき、町ホームページで周知を図るとともに、火災予防期間中に、庁舎玄関のデジタルサイネージで火災予防運動のPR動画を放映するなど、町民の皆さんへの周知に取り組み、火災予防思想の一層の普及を図っているところでございます。

今後も引き続き、条例に基づいて、消防と連携した空き地に繁茂する雑草の除去及び火災予防運動などの機会をとらえた広報に取り組み、平常時からの火災リスクの低減に努めてまいります。

以上のことを申し上げまして、古村護議員の町内に点在する空き家並びに住宅に隣接する空き地（雑草等）の現状と今後についてのご質問に対する答弁とさせていただきます。

ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（三輪一雅議員） 古村護議員、よろしいですか。

○2番（古村 護議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 2番議席、古村護議員。

○2番（古村 護議員） 詳細なご答弁ありがとうございました。

今回の質問は、令和3年3月策定の本曾岬町空き家等対策計画の冒頭に町長のコメントとして、「適切に管理されていない家屋等におきましては立木の繁茂や外装材の飛散、さらには、倒壊等の恐れなど、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす社会問題となっている。また、空き家等の管理は所有者の責務ではあるが、空き家等対策の推進においては、所有者だけでなく、町、地域、専門家団体等が相互に連携、協力していくことが重要」とあります。

こうしたことから行政が関わる部分は制限があるということは、理解した上で、今回質問させていただいております。

先ほどご答弁の中で令和7年度に空き家等実態調査、外観調査を行うと答弁ございましたので、2年後の令和7年、またそれを見ていきたいと思っております。

また、倒壊した場合、隣接に影響及ぼすもの1件、これについてはもうすでに除却済みということでございましたが、倒壊の恐れがあるものについて1件はすでに回収完了、残りは今後、継続指導していくとあるのですけれども、なかなか難しいと思うのですけれども、ぜひとも強力指導をお願いしていただきたいと思っております。

それと、この同時期に行われました所有者に対するアンケート調査後の追跡動向、これについてどのようになっているかを教えていただけますでしょうか。お願いいたします。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 古村議員さんの再質問でございますが、個別具体的なことでございますので、担当課長から説明させていただきます。

○建設課長（伊藤雅人課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 伊藤建設課長。

○建設課長（伊藤雅人課長） ご質問ありましたアンケート結果のその後の調査でありますけれども、アンケート結果で、その空き家を売りに出したい、貸し出ししたいがどういったところに相談していいかわからないという結果もございました。

そういった物件につきましては、個別に空き家バンク創設後に空き家バンクへの登録を促す案内をしているところでございます。それによって、答弁にもありましたが若干ではありますけれども空き家バンクへの登録数も伸びてきているところでございます。

また、そこで空き家バンクに登録したいという意向がある方につきましても、今年度も2回登録の案内を送付して、空き家バンクへの登録を促しているところでございます。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 古村護議員、よろしいですか。

○2番（古村 護議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 2番議席、古村護議員。

○2番（古村 護議員） ありがとうございます。

次に、現状として私は年5回ほど、東部地区の防犯委員会委員として夜間に青パトに同乗して巡回させていただいておりますけれども、この巡回地域の中でも、夜、明かりがついてないお家とか、或いは玄関先に草木が茂っているような空き家等が増えてきているように感じておりますけれども、町域全体でも増えているのではないかと思いますけれどもこの点、町長どのようにお考えでしょうか。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） その辺のこと、もう一度確認をさせてください。

○2番（古村 護議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 2番議席、古村護議員。

○2番（古村 護議員） 東部地区ですので、私の方は上和泉とか、下和泉、富田子、中和泉、中栄、それから南栄地域を回らせていただいて、そういった空き家等もだんだん増えてきているという話を、隣の運転している方と話しをするのですが、これを町域全体で見た場合に、やはりそういった空き家が増えてきているのではないかと感覚的には思うのですが、町長の感覚としてはどのようにお考えかをお聞きしたかったのです。お願いします。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 失礼しました。意図を確かめたかったものですから。

当然、議員もご指摘のように、町内では非常に空き家がどんどん増えております。ただ、空き家の規定は、という問題もあります。

ご本人が、空き家ではないのだということもありますので、そのあたりも常に確認をしながらでございますが、これは人口減少とそして人口移動いろいろな要素がありますけれども、世代間があります。

住宅に入られた当時からいくと3代目くらいになりますか、そういったところもありますので、この空き家対策には町としては非常に大きな問題だと、重要な問題だと考えてございますので、先ほど課長も説明しましたように、空き家対策についてはしっかりと取り組んでいかないといけないと思っています。どこまで、皆さんのニーズにこたえられるのか、という点からも、ただ、何か違った視点からの活用方法もないのかなということも、思っておるところでございます。また議員の皆さん方からも、ご意見やご提言がありましたらお聞かせいただいて、空き家対策にしっかりと取り組んでいきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 古村護議員、よろしいですか。

○2番（古村 護議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 2 番議席、古村護議員。

○2 番（古村 護議員） 先ほど来、話が出てくる木曽岬空き家バンク関係ですけれども、この制度の要綱が整理されたのが、令和 3 年の 8 月 1 日に告示されております。

その後、件数などをネットで見ていくと、4 件なり 5 件なりあるのですけれども、これをもう少し増やしていくために、あと何が足りないのかわかるのであれば教えていただけると助かります。

○建設課長（伊藤雅人課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 伊藤建設課長。

○建設課長（伊藤雅人課長） ご質問ありました空き家バンク制度でございますけれども、令和 3 年度から運用開始しております。令和 6 年度の 2 月末現在で今までの延べ件数としては物件登録件数が 6 件でございます。

ただ先ほどもお答えさせていただきましたけれども、空き家をどうにかしたいところに案内は送っていますが、どうしても空き家の所有者、管理者本人の意思において空き家バンクに登録するところで申請をしていただければなりません。

いろいろ話を聞いていると、昔生活していた家なので愛着があるとか、いざ空き家バンクに登録はしたいがもう一つ踏ん切りがつかない、というような意見もあるところでございます。

ただそれを指くわえているわけにはいきませんので、さらなる周知等を行っていかねばならないところでございます。

周知でございますけれども、町広報誌やホームページ、配信メールまた全国版の空き家バンクへの登録もしているところでございます。

また、今度日曜日に開催されますふれあい広場でも、空き家、また住宅耐震のブースを出店しまして、こちらの周知 P R に努めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 古村護議員、よろしいですか。

○2 番（古村 護議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 2 番議席、古村護議員。

○2 番（古村 護議員） ありがとうございます。

今回あった能登半島地震の倒壊家屋等を見ておると、こういったところを少しでもリスク管理として、やっていけることをやっていただきたいなと思いましたのでこのように質問させていただきました。

次に、空き地の関係ですけれども、先ほどご答弁の中に相談があった場合、消防等と現場確認を行い、指導を行っているという、ご答弁がございました。

この相談があった場合、それに限定するのか或いは、もう少し違う範囲も含めてのことなのか、現地確認のことなのですか、その辺のところはどうでしょうか。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 坂倉危機管理課。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 基本的に空き地における枯草への対応につきましては、一義的にはご相談いただいた際に対応させていただいているところです。例えば、管内を消防などが回っていただいているときに、適宜点検をしていただいているところはあるのですけれども、一義的には、相談をいただいたときに、対応させていただいているという状況でございます

以上です。

○議長（三輪一雅議員） 古村護議員、よろしいですか。

○2番（古村 護議員） 議長、2番。

○議長（三輪一雅議員） 2番議席、古村護議員。

○2番（古村 護議員） 少し細かい部分になって申し訳ないのですが、そういった指導、勧告の状況ですけれども、近年、どの程度出ているのか教えていただけますでしょうか。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 坂倉危機管理課長。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 今年度につきましては、相談いただいた件数は4件ございました。

そのうち、消防から直接指導していただいたものが1件と、あと残りの3件につきましては、町から所有者等の方に文書で通知をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（三輪一雅議員） 古村護議員、よろしいですか。

○2番（古村 護議員） 議長、2番。

○議長（三輪一雅議員） 2番議席、古村護議員。

○2番（古村 護議員） ありがとうございました。4件、動いているということですね。

質問の要旨として考えたのは、木曽岬町あき地等に繁茂した雑草の除去に関する条例、同じく同規則については、昭和52年に制定されたものであって、約46年経過していることから、これが現状と合わない条例になってきているのであれば、改正していく必要があるのかなと思ってお聞きしたところもあります。

ありがとうございます。今、4件、指導もしていただいているということですね。要は、そういった空き地の草等から、家屋が類焼することがないように、是非ともお願いしていきたいなと思っております。

それと例えば、積極的にシルバー人材センターの皆様方の軽作業の委託として、町内全域の確認をしていただくことも一つかなと思うのですけれども、そういった積極的な空き地の雑草等の繁茂している状況を把握していく同行関係は考えてみえませんか。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 坂倉危機管理課長。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 今のところ、そういった具体的な確認までは予定はございません。

○議長（三輪一雅議員） 古村護議員、よろしいですか。

○2番（古村 護議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 2番議席、古村護議員。

○2番（古村 護議員） ありがとうございます。

要は相談、町の方におみえになるには結構勇気がいるかなと思い、本当はこういう相談したいのだけれども、なかなか行けないよという方々もみえるのかなと思いました。例えば冬の時期になれば条例なり施行規則に従って、町の方、町が動けない場合はシルバー人材センターの方々に委託してでも、そういった実態があるのかどうかを把握していただけるとありがたいなと思いますので、この質問をさせていただいております。

そういったところ町長はどのようにお考えでしょうか。もしご答弁いただければお願いしたいと思います。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 古村議員のご質問でございますが、一つは、消防との協力をお願いしてあります。パトロールという面がありますし、もう一つは、行政がということと、シルバーさんに頼んでも同じことだと思います。それよりも、官民の問題が、私あると思います。民の中でどこまで入っていいのかということもあるし、現実には、所有者・地権者の確認取れず、草場、或いは不法投棄ということもあって、盛んに皆さんから言われるのですが、公の部分のところまではきちっとできますけれども、中へ入ることはなかなか難しいものですから、そこも踏まえて対応していく必要があるのかなと思っております。いずれにしても、危険を伴うようなことがあってはいけませんので、そこについてはしっかりと対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 古村護議員、よろしいですか。

○2番（古村 護議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 2番議席、古村護議員。

○2番（古村 護議員） ありがとうございます。これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（三輪一雅議員） 一般質問が続いておりますが、ここで休憩といたします。

再開は、10時20分からとさせていただきます。

午前 9時58分休憩

午前１０時２０分再開

○議長（三輪一雅議員） それでは、休憩を解き、一般質問に戻します。

続きまして、６番議席、伊藤守議員の質問を許します。

それでは、登壇の上、お願いいたします。

○６番（伊藤 守議員） 議長、６番。

○議長（三輪一雅議員） ６番議席、伊藤守議員。

○６番（伊藤 守議員） 質問させていただきます。避難所の運営について。

大規模地震による津波の襲来を想定した防災訓練が、２月１１日（日）に行われました。

訓練行程第一部は、午前９時に地震が発生したとの想定で広報無線による周知がなされ、津波の襲来が想定されたことから、お近くの高台にある避難タワー等に住民の皆さんに避難をしていただきました。

訓練行程第二部では、高台への避難訓練終了後、町民ホールにて自主防災会の勉強会を兼ねて、全地区を３つのブロックに分け、避難所での仮設テント、トイレ、ベッドの作り方や事前受付の仕方などについて学びました。

当日は、能登半島での大規模地震の発生から日も浅いことから、多くの住民の方々にご参加頂いたところです。

そこで感じたことは自主防災会の重要性です。私は役場と自主防災会の距離を感じており、自主防災会をこれまで以上に役場が寄り添って、育てることが重要ではないかと考えるところです。町長のお考えをお聞きます。

また、木曽岬町には、外国の方が６２６人在住しています。避難所に来られた際、言葉の問題などで対応がスムーズにいかない現状にあると思われませんが、それを解消できるように日頃からコミュニケーションを図るなど交流が持てることが望ましいと思います。どのように考えておられますか、お聞かせください。

また、今回津波避難タワーなどに登ってみて感じたのは、雨や雪などの荒天時には待機することがとてもつらい場所であると改めて感じました。その点をどのように受け止めておられるか、町長のお考えをお聞かせください。

よろしくをお願いいたします。

○議長（三輪一雅議員） ６番議席、伊藤守議員の質問に対して、町長、ご答弁願います。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） それでは、ただいまの伊藤守議員の避難所の運営についてのご質問に対し、ご答弁を申し上げます。

先ほど後藤議員からも避難所に関する質問をいただきましたけれども、同じ避難所のことでございますが伊藤守議員には、角度の違ったご質問をいただいております。

議員ご指摘のとおり自主防災組織は非常に重要でございまして、災害時には自主防災組織が

避難所運営の中心的存在となって、重要な役割を担っていただくことになります。

2月11日の防災訓練では、全ての自主防災組織を対象とした避難所運営訓練を実施しましたが、令和2年と3年にも同様の訓練を実施しておりまして、継続して自主防災組織の防災力の向上に取り組んでいるところでございます。

それぞれの自主防災組織が、内閣府のガイドラインが示す「円滑な避難所運営」を「自主的」に実施できる体制となるよう引き続き、自主防災組織を対象とした勉強会を開催し、活動内容や資機材の取扱いなどを周知するとともに、自主防災組織単位での訓練実施の働きかけや訓練実施の支援に取り組んでまいります。

次に、外国人とのコミュニケーションについてでございますが、令和2年度に洪水・津波・高潮のハザードマップと避難のタイミング等を網羅した防災ガイドブックを作成いたしました、全戸配布をいたしていますが、日本語以外に英語・ポルトガル語・ベトナム語の3か国語でも作成しており、外国人の転入手続き時に役場窓口において配付をいたしているところでございます。

外国人については、日本語がわからない方や、地理や地域の事情に不慣れな方もおられまして、必要な情報を得ることが困難な場合もあると考えられますことから、町におきましても、やさしい日本語による情報提供に努めてまいります。議員がおっしゃられるように地域におかれましても、外国人の方々に訓練への参加を呼び掛けるなど、日ごろからコミュニケーションを取っていただきたいと考えているところでございます。

また、公益財団法人三重県国際交流財団では、ホームページ上で「災害時の外国人対応に役立つツール」などの提供に取り組まれておりますことから、こうした情報につきましても、自主防災組織の勉強会などを通じて、共有させていただきますので、是非、各地域でご活用いただきたいと考えているところでございます。

次に、荒天時の待機場所についてでございますが、今回の避難訓練で避難いただいた津波避難タワーなどの指定緊急避難場所は、災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所でございます。災害が発生した場合に避難された方が一定期間生活するための施設である指定避難所とは異なるわけでございます。

津波避難タワーなどの一部の指定緊急避難場所には、毛布を備蓄するなどの防寒対策を講じていますことから、現時点においては津波避難タワーに屋根や壁を設けることは考えておりません。

避難の際は、非常持ち出し袋を持参していただきますが、季節に合わせて中身の模様替えをするなど、まずは各自で暑さ・寒さ対策を講じていただきたいと考えております。

昔から災害は忘れた頃にと良く言われてきましたが、今年、新年早々1月1日には能登半島地震が、8年前の4月には熊本地震、13年前の3月11日には東日本大震災、29年前の1月17日には阪神淡路大震災が発生しておりまして、こうした巨大地震だけでも忘れた頃ではありません。30年足らずの間に複数回発生しており、加えてスーパー台風

や豪雨災害も全国各地で頻発しております。

南海トラフ地震も明日発生するかもしれません。防災対策が有効に実施されるためには、町民の皆様お一人お一人が主体的に行動することが極めて重要であり、今後も引き続き、防災に関する情報発信を続けていくとともに、自助・共助の防災力の向上及び町民の皆様の防災意識の高揚に取り組んで参りたいと思っております。

私は常々、万が一のときには、町、役場、職員、そして町長を当てにしないように、それぞれ皆さんの的確な判断と行動を起こして、それぞれの身を守っていただくようにということを常々申し上げております。

ハード対策も大事ですが、ソフト対策、特に皆さん方の防災に対して災害に対しての知識や、意識、そしてその自覚を持っていただくために、行政としては日頃から皆様方に理解していただくための努力をしていく必要があると、基本的にそんなことを考えてございます。避難所の運営につきましても、後藤議員さんの時も同じように申し上げましたけれども、行政は行政の役割もあります。そして限られています。時間もかかります。ですから、万が一のときには、自らの的確な判断と行動を起こして、身を守り、地域を守っていただきたいということを、お願いをしております。

以上のことを申し上げ、伊藤守議員の避難所の運営についてのご質問に対するご答弁とさせていただきます。ご理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（三輪一雅議員） 伊藤守議員、よろしいですか。

○6番（伊藤 守議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 6番議席、伊藤守議員。

○6番（伊藤 守議員） 答弁の中でありましたけれども、避難所運営は非常に大変であり難しいと思います。

内閣府のガイドラインが示す、円滑な避難運営を自主的に実施できる体制、これは大変なことだと思います。まず一つ、訓練というか勉強会をする場合、避難所運営のあり方を、どのように考えておられるか。お聞きします。

例えば、体育館に人が集まったと。そこで、ここはトイレを置きましょうとか、テントをこう並べましょうとか、受付をどこにしましょうとか、していかないと駄目だと思います。それぞれの防災会の人々が訓練で、そういうことをやっていかれると思うのですけれども、その辺のことをお聞きします。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 伊藤守議員さんの再質問でございます。

避難所運営訓練についてのご質問でございますが、今までも、本答弁でも言ったと思いますが、繰り返し自主防災の方々を主体として、避難所運営訓練、他の訓練もございまして、その中で、図上訓練だとかいろいろな訓練をしております。

ですから、ご参加をいただいた方々は、多分そういった経験をしていただいておりますが、具体的なことについて、担当課長から説明します。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 坂倉危機管理課長。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 自主防災組織の勉強会で、先ほど町長言われましたような訓練のメニュー。例えば、ハグと言いまして避難所運営ゲームとか、そういったものの訓練メニューなどの提示はさせていただいておりますので、各地域でそういった声を上げていただければ、訓練の支援なども危機管理課でさせていただきたいと思っております。ご理解いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（三輪一雅議員） 伊藤守議員、よろしいですか。

○6番（伊藤 守議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 6番議席、伊藤守議員。

○6番（伊藤 守議員） 体育館とか、いろいろな場所に人が集まります。その時に、自主防災会の人たちが率先して、リーダー的にやってもらうのは非常にありがたいと思いますけれども、言い方悪いですけど、そこまで訓練、勉強会というのは、していらっしゃいますか。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 伊藤守議員さんの再質問でございますが、先ほども言いましたけれども、それぞれ木曽岬町はいろんな訓練をやっております。

コロナで、この3～4年、特定の訓練はできなかったのですが、それ以前に、例えば、伊勢湾台風から60年、50年そういった時。私も参加させていただいておりますけれどもちょうどコロナが始まる前、60年の時には、県が主催になったり国交省が中心になったり或いは内閣府がなったり、いろいろな訓練の中で、避難所の設営、トイレ等いろいろな配置、ワークショップでいろいろなこともやっています。非常に中身の濃い訓練を積み重ねてきておりますので、ぜひ1回よりも2回、2回よりも3回と、参加していただければ木曽岬がいかにかそういったことに今まで取り組んでおるかということもわかっていただけます。コロナの時は、非常に敬遠していたけど、コロナ禍でどうやって避難をしていただくか、避難所の設営をしていくかということも大事だから、訓練やりました。その時は、今回2月11日の訓練もそうでしたけど、受付訓練もやりました。いろんな訓練をやっておりますので、議員さんたちも率先して、参加をしていただいてむしろ指導役になっていただけるとありがたいと思っております。

ぜひこれからもいろんな機会を作っていきますので、ご参加をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 伊藤守議員、よろしいですか。

○6番（伊藤 守議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 6番議席、伊藤守議員。

○6番（伊藤 守議員） いざとなると、消防団の皆様にも非常に重要な役割があると思います。自主防災会と消防団との関係のことをお聞かせ願えますか。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 坂倉危機管理課長。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 消防団につきましても、大規模災害時は、自主防災組織と連携した取り組みをしていただいて、防災対策にあたってくださいことになります。

そういった自主防災組織と消防団の連携についても、充実が図れるような取り組みは進めていきたいと考えております。

○議長（三輪一雅議員） 伊藤守議員、よろしいですか。

○6番（伊藤 守議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 6番議席、伊藤守議員。

○6番（伊藤 守議員） 今後消防団と連携をしていきたいということですね。少し聞き取りにくかったので確認で、お聞きします。そういうことですね。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 坂倉危機管理課長。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 先月の防災訓練でも消防団には参加もいただいて、一緒に訓練を実施したところでございます。

今後につきましても、消防団と自主防災組織、連携した取り組みをできるよう訓練等を通じた連携も図っていかれたらと思っております。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 伊藤守議員、よろしいですか。

○6番（伊藤 守議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 6番議席、伊藤守議員。

○6番（伊藤 守議員） 避難行動要支援者、自ら避難所に避難することが困難で支援が必要な人。そして、要配慮者、障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児、外国人、そういう避難するのに難しい人が結構いらっしゃいます。外国人は、681人でしたか、いっぱいいらっしゃいます。

そこで、地域でそういう人達がいらっしゃるのですけど、それは区長さんとかそういう人たちに名簿なりなんりの形がいつていますけれども、いざとなると、自分が忙しくて、なかなかいけない状況も多いと思いますけれど、その辺のことをお聞かせ願えますか。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 黒田福祉健康課長。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 答えになるかどうかわかりませんが、要支援者の方に

つきましては、区長さんを通じまして要支援者名簿というものを毎年更新して、お渡しをさせていただいております。これは要綱に基づきまして、災害時だけでなく日頃から見守りにも使っていただくというものです。

当然、名簿に上がっている方は名簿の提供にご同意をいただいた方となっています。今、数を持ってきておりませんので何人か、おそらく150人から160人くらいだとは思いますが、日頃からそういうもので対応していただいておりますというところで関係性を築いていただいているというところでございます。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 伊藤守議員、よろしいですか。

○6番（伊藤 守議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 6番議席、伊藤守議員。

○6番（伊藤 守議員） 外国人の方が、結構木曽岬にはいらっしゃいます。

そこで、外国人の方々に訓練への参加を呼びかけるなど、日頃からコミュニケーションをとっていただきたいと考えておりますと書いてありますけど、外国人の方にどのようにアプローチされておられますか。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 坂倉危機管理課長。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 答弁の中では、その地域において外国人の方に訓練参加の呼びかけていただいて、コミュニケーションを日頃から取っていただけたらということ、答弁をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（三輪一雅議員） 伊藤守議員、よろしいですか。

○6番（伊藤 守議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 6番議席、伊藤守議員。

○6番（伊藤 守議員） 外国人の方に、地域の人が声をかけるということを書いてらっしゃるのですか。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 坂倉危機管理課長。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 地域において、声掛けをしていただけたらと考えております。そのために必要なツール等につきましては、今月開催いたします自主防災会組織の勉強会において、こういった国際交流財団から提供されている資料、こういったものもありますよというところは情報提供をさせていただいて、地域で活用いただけたらと思っております。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 伊藤守議員、よろしいですか。

○6番（伊藤 守議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 6 番議席、伊藤守議員。

○6 番（伊藤 守議員） 関連死のことをお話しますけれども、2016 年熊本地震の時に、直接亡くなられた方が 50 人、その後亡くなられた方が 218 人、1 週間以内に 24 %、1 か月以内に 57 %、3 か月以内に 80 %、そのうち 8 割が 70 歳以上であるということが、熊本地震のときにあります。

何でこういうこと言うかということ、せっかく助かった命なのに、そういうので亡くなられては困る。大体地震というのは、何故か寒い時に起こっています。その寒いときに、寒い中で立っていると、血圧の高い人や、いろいろな人がいろいろ大変なことが起こるということもあります。一つは避難タワー、今よりもいい環境を作って欲しいということもありますし、避難所の生活の中で、個々にうまくいけばいいですけれども、いざという時ですから、段ボールのテントが来るとか来ないとか、そういうのはありますけれども、最初は思うようにいかないと思うのです。

そういう病気を持っている人は非常に大変だと思います。だから、関連死を絶対出さない、救えるはずだった命を救おうと。そういうことを思いますので、それを含めて、話はまとまらないですが、お聞かせください。関連死の件で。

○議長（三輪一雅議員） 伊藤守議員に申し上げますが、今の質問では趣旨がずれて、当初の答弁にあることであって、それをもう一度聞いても同じことですので、もう少し角度を変えて質問をお願いしたいと思います。

○6 番（伊藤 守議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 伊藤守議員。

○6 番（伊藤 守議員） 先ほどの角度を変えても、上手な角度ができませんけども、町長がそういうことを把握して、もし話せることがありましたら言ってください。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 伊藤守議員さんのおっしゃられるとすると、やはり関連死、せっかく助かった命をとということでございます。

当然私どもとしても、そういったことをしっかりと体制を整えていく必要がございます。繰り返しになりますけれども、国が示しておるのは、行政、県、各市町村もそうですが、住民の皆さんと、この災害に対して向かい合う立ち位置をしっかりとしていくことが大事だということを、東日本大震災のときの教訓として、国がガイドラインを作られたと思うのです。

私ども行政もできる限りのことをやらせていただきますけれども、万が一いざというときには、行政はどうしても、役場におけるのは 24 時間のうち 8 時間ですから。後の 16 時間はどこにおるかかわからないわけで、家におるかもわかりません。

万が一のときには、役場も職員も町長も皆同じです。万が一のときにどんな行動が起こ

せるか。

能登半島のときも、首長さん、市長さんたちも或いは病院長さんたちも、自分の病院へ駆けつけられなかったそうです。職員たちがてんやわんやで大混乱起こし、院長早く来てくれと言われても院長が行けなかった。それが現実ですから、私ども木曽岬町の場合でも、どこの市町でもそうですけどもそういったときに、皆さんそれぞれが的確な判断をして、まず命を守ってもらう。そのための行動を起こす。

緊急の避難のことで、次のこと、そこは分けて考えていただかないと。皆さん、私らもそうですけど被災者の気持ちになると、緊急で命だけ守るために逃げただけだけど、そこでの例えば寒さや水、そういったことをどうしてくれるのかということになりますけれど、そこはきちんと整理をして考えていかないと。私が一番心配しておるのは、万が一のとき、皆さんの声が上がったときに、誰がそこにきちんと向かい合って対応できるかということです。今の関連死のことも同じです。

やろうとしてもできない事態が起きる可能性があります。ですから、それぞれの人たちがそれぞれの場所において、或いはそのタイミングにおいて、最大限の的確な判断と行動を起こしていただきたい。

木曽岬町の場合でも、行政はどうしても職員の数決まっていますから、そして職員は職員、町長は町長の役割役目がありますから、どうしても皆さんのところに、手を差し伸べる足を駆けつけるには時間がいります。ですから、先ほども言いましたように、市町は、1日2日はここまでやります、3日4日になったら、県がここからやります、それ以降は国がやりますというようにスケジュール的に示しておるわけです。

その中で、私たちも精一杯頑張っていけないかと思っていますけど、皆さん方にそこは理解していただいて、自分たちでまず身を守る、自分たちみんなで守っていくという意識を普段から、皆さんに自覚をしてもらう、養ってもらうための努力を、行政はやってく必要があるなと思っていますので、そこをまず基本的に考えていただきたい。

だからお互いみんなが自助・共助・公助の意識を持たないと万が一の時には間違いなく混乱が起きます。

もう一つは、的確な正しい情報をいかに把握できるか、いかに正確な情報を皆さんにお届けできるか。そして、その届いた情報で皆さんにそれぞれ判断していただく。それを普段から、お互いが訓練をし合って、お互いが自覚を持って臨んでいく必要があると思っています。

関連死のことについても、どこの場合でもそうでしたけど、熊本4月でしょう。あそこでなぜ関連死が多かったか。むしろ、東日本や能登半島の方が多分少ないと思います。ところが、条件的にははるかに能登半島悪いです。東日本、或いは熊本よりもはるかに悪いと思います。その中でどう皆さんが頑張ってみえるかということも、これから明らかになってくると思いますので、これからの教訓として、私たちも勉強していかなければならな

と思っています。関連死のことについては、いずれしても、自分たちでやっていただかないと、行政では限界がございます。多分言われるのは最初の1日2日のとこだと思います。そこをどうするかということです。

東日本の方、南三陸、或いは多賀城市かな。行きました。おっしゃられることはみんな決まっています。水や食べ物は我慢できる、死なない。でも、間違った行動を起こしては駄目だ。それが東日本の時の教訓でした。正しい的確な情報がいち早く皆さんに届いていたら、多分半数以上の人が助かっていたでしょう。

地震では助かったのです。でも津波でやられてしまった。津波までの的確な情報がなかったからだと思います。それを私は一番の教訓にしていく必要があるなど。だから普段から、万が一のときじゃなくて普段から、こういったことを議論して、万が一のときには、議員さんにもリーダーシップをとっていただいて、行政の方じゃなくて住民の方に向かって、自助共助を促していただきたいと。

ぜひ今日は、一般質問の場で、こんな説教じみた話ですけれど、皆さんと想いを共有させていただきたいと思っています。

また、普段はこういった議論をどんどんやらせていただいて、防災に対してしっかりと備えをしていく必要がありますので、それは十分心得ておりますけれども、それぞれの立ち位置、役割はお互いが自覚し合っていたいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三輪一雅議員） 伊藤守議員、よろしいですか。

○6番（伊藤 守議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 6番議席、伊藤守議員。

○6番（伊藤 守議員） これで私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（三輪一雅議員） 続きまして、3番議席、鎌田鷹介議員の質問を許します。

それでは、登壇の上、お願いいたします。

○3番（鎌田鷹介議員） 議長、3番。

○議長（三輪一雅議員） 3番議席、鎌田鷹介議員。

○3番（鎌田鷹介議員） 改めまして、おはようございます。3番議席の鎌田鷹介でございます。通告書の内容に従って質問させていただきます。

まず1点目に、障害者差別解消法についてお聞きいたします。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の改正が2024年4月から施行されます。これによって、行政機関に加え、民間企業や飲食店などの事業者も障がい者の方に合理的な配慮を提供することが義務付けられます。差別解消のための措置として、障害者への「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」「環境の整備」が挙げられていて、不当な差別的取扱いの禁止は、事業者や行政機関が障害を

理由に正当な理由なく差別することを禁じる措置です。

合理的配慮の提供は、社会的障壁を取り除く対応を必要とする場合、事業者や行政機関が過重な負担のない範囲で対応することです。

環境の整備については、障害者に対する合理的配慮が効果的に行えるよう、事業者や行政機関に施設のバリアフリー化などの改善措置が求められます。

今回の最大の改正点は、これまで民間の事業者に努力義務とされていた合理的配慮の提供が、国や地方自治体などと同様に義務となった点です。これにより、差別を解消するための合理的な配慮を提供することが事業者には義務付けられます。

そこで、障がいのある人もない人も、共に安心して暮らせる共生のまちづくりを推進していくため、事業者や地域の団体が障がいのある人に必要な合理的配慮を提供するため、かかる費用を一部でも助成するべきだと考えますが、町としてどのような考えかお聞きいたします。

○議長（三輪一雅議員） 3 番議席、鎌田鷹介議員の質問に対して、町長、ご答弁願います。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） それでは、ただいまの 3 番議席、鎌田鷹介議員の障害者差別解消法についてのご質問に対し、ご答弁を申し上げます。

鎌田議員ご承知のとおり、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」いわゆる「障害者差別解消法」は、平成 28 年 4 月に施行されました。

この法律では、障がいのある人とない人とが平等に機会が得られるよう、差別の解消に向け、禁止事項や問題解決の仕組みを定めたものでございまして、合理的配慮の提供については、民間事業者にはこれまで努力義務が課せられておりましたが、令和 3 年 6 月に法律が改正されて、本年 4 月より義務化されることとなりました。

合理的配慮の提供については、求められた配慮が事業者にとって過重な負担となる場合には、過重な負担になる理由を説明し、別の配慮を提案するなど建設的に話し合うことが大切でございしますが、その判断については、具体的場面や状況に応じて、対応による事業への影響、必要となる費用、技術的・人的制約などを考慮して、総合的、客観的に判断することが必要でございます。

例えば、出入口に段差がある場合を例にいたしましても、改修工事をしてスロープの設置をすることから、必要に応じて持ち運びのスロープを使用したり、従業員などがその都度移動のお手伝いをするなど、その配慮の提供方法に決まったものはございません。それぞれのケースで、必要な配慮の提供を行うものでございます。

そこで、事業者や地域の団体が障がいのある人に必要な合理的配慮を提供するため、かかる費用の一部でも助成することはできないかとの鎌田議員のご質問でございしますが、まずは、事

業者の皆さんが、それぞれでできることをお考えいただき取り組んでいただくものではありませんが、今後検討していく必要はあると考えているところでございます。

現在策定中でございます「木曽岬町障がい者計画」においては、「障がいの有無によって分け隔てられることのない共生のまちきそさき」を基本理念に掲げまして、障がい者の取り巻く環境に対応できるよう策定作業を進めているところでございますが、この計画策定にあたり、障がい者の方へもアンケートをお願いしたところでございます。その中で、差別を受けたと感じる、或いは感じた、更には、いやな思いをする、いやな思いをしたことがあるかお尋ねをいたしましたところ、27.4%の方がいる、又は、少しあるとの回答がありました。次に、その場所は、外出先で42.9%、仕事場でと仕事を探すときがそれぞれ28.6%という結果でございました。

法律は整備されたものの、アンケート結果によりますと、未だに障がいをお持ちの方への差別は無くなっていない現状がございます。このようなことから、この計画においても差別の解消や配慮についても盛り込み、今後の取組として、事業者のみならず町民の皆さんに対しても広く啓発していく必要があると考えております。

障がいをお持ちの方やその家族が、いつまでも安心して暮らしていけるような取組みをこれからも進めていきたいと考えているところでございます。

以上のことを申し上げまして、鎌田鷹介議員の障害者差別解消法についてのご質問に対するご答弁とさせていただきます。

ご理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（三輪一雅議員） 鎌田鷹介議員、よろしいですか。

○3番（鎌田鷹介議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 3番議席、鎌田鷹介議員。

○3番（鎌田鷹介議員） まずハード面について一点お聞きしたいのですけれども、現在町内の飲食店でもハード面で歩行器具などの合理的な配慮をされているところもあるので、今回、質問をさせてもらった経緯としては、一部でも助成することによって今やっつけていただいている事業者さん自体の合理的な範囲の幅が広がるし、より多くの町内の事業者さんに協力いただけるものだと思っておるのですけれども、その部分について加藤町長どのような考えか、お聞きいたします。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 基本的には本答弁で申し上げた通りでございます。

それぞれの皆さん方に、そこは自主的に頑張っていただければと考えてございます。

○議長（三輪一雅議員） 鎌田鷹介議員、よろしいですか。

○3番（鎌田鷹介議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 3番議席、鎌田鷹介議員。

○3番（鎌田鷹介議員） 先ほど本答弁の方でも少し触れられている内容ではあるのですが、ソフト面に関しては、ハード面に並び大切な部分になってくるのですけれども、今後、相談窓口を設置される予定はあるのでしょうか。まずそこをお聞きいたします。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 鎌田議員さんの再質問でございますが、具体的なことについては担当課から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 黒田福祉健康課長。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） お答えさせていただきます。

担当窓口を、それ専門でということは今のところ予定はございませんが、障がい者の方の障がい福祉というところの関連では、現在の福祉健康課が窓口になっております。

合理的配慮の件につきましては、内閣府のホームページでもリーフレットがデータ版で出ていたり、検索すると多数参考になるような記事もあるのでそういうものもご覧いただければと思います。

基本的に役場の窓口としては、私どもで対応させていただいております。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 鎌田鷹介議員、よろしいですか。

○3番（鎌田鷹介議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 3番議席、鎌田鷹介議員。

○3番（鎌田鷹介議員） 今聞いた窓口の話ですが、専門の部署ではないにしても、担当窓口があるというのはやはり広く知っていただくべきだと思うのですけれども、後2週間ほどでこの制度自体が始まるのですけれど、どのような形で周知させていくのか、お聞きいたします。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 黒田福祉健康課長。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 今のところ私どもの課で、積極的にこちらをアナウンスするというようなことはしておりませんが、また周辺の市町の実践なども参考にしながら、これから研究して取り組んでいきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 鎌田鷹介議員、よろしいですか。

○3番（鎌田鷹介議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 3番議席、鎌田鷹介議員。

○3番（鎌田鷹介議員） 今後、相談窓口には事業者さん自体の中には障がいを直接持っている方からの相談があることも想定されます。課の中の担当者や組織的な対応がとれるの

かという点、個別によって事情も変わってきますので、その点についてお聞きいたします。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 黒田福祉健康課長。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 今、議員のご質問でもございましたが個別のことになりますので、その場に担当者がいない場合に、すべてのことに対して対応ができるかということは、できるとはお答えはいたしかねるところでございます。

ただ、私どもの課でやる業務でございますので、課員には周知をしながら、基本的なところは対応したり、不在の場合でも折り返し、せつかく来ていただいて申し訳ないのですが、一旦お帰りいただいて、担当から詳しく説明をさせていただくとかそのような対応をさせていただこうかなと思っております。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 鎌田鷹介議員、よろしいですか。

○3番（鎌田鷹介議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 3番議席、鎌田鷹介議員。

○3番（鎌田鷹介議員） ありがとうございます。

次に、UD e スポーツについての質問をさせていただきます。

UD e スポーツとは、年齢や障がいの有無などにかかわらず、電子機器を用いてコンピューターゲームなどを、誰もが参加でき行うことができる娯楽、スポーツ等のことです。

また、UD e スポーツは競技でもあり、対戦相手とゲームを通じて競い合い、社会的な繋がりを維持出来る効果があり、オンラインでも利用できるため、いつでもどこでも交流することができます。

そのため、孤独の解消ができ、生きがいにつながることを期待されています。

そこで、1点目に、全国の各市町村でUD e スポーツの福祉や教育、生涯学習での導入事例が報道でも盛んに取り上げられていますが、UD e スポーツについて町はどのような考えかお聞きいたします。

2点目に、UD e スポーツ導入について国も様々な財源措置を講じていて、e スポーツ大会を開催している本町でも導入していく考えはないかお聞きいたします。

○議長（三輪一雅議員） 3番議席、鎌田鷹介議員の質問に対して、町長、ご答弁願います。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） それでは、ただいまの3番議席、鎌田鷹介議員の2点目の質問、UD e スポーツについてのご質問に対して、ご答弁を申し上げます。

UD e スポーツは、年齢や障がいの有無を問わず、誰もが気軽に参加できるオンラインを使ったコンピューターゲーム、e スポーツとして、熊本県合志市のUD e スポーツ協会によって

開発されました。鎌田議員ご指摘のとおり、生きがいにつながるほか、認知症の予防、運動能力の向上、交流の促進などの効果が期待されることから、介護、福祉施設等において導入されている施設もございます。これまでのeスポーツでは、操作方法が難しく誰もが参加することが難しい面もありましたが、このUD e スポーツは、簡単なボタン操作で誰でも遊べ、高齢者から子どもまで交流が可能となります。UD e スポーツ協会によると、自治体では、東京都江東区や渋谷区において、UD e スポーツ体験会を開催しているとのことでした。

当町においては、わいわい市場などのイベント時にオンライン・オフラインを問わずeスポーツ大会を開催したり、eスポーツの体験会を開催しておりますが、UD e スポーツの体験会は実施しておりません。UD e スポーツについては、生きがいにつながるなどの効果が期待されますので、今後は、自治体での活用事例調査や町民の皆様のニーズ把握の必要性を感じているところでございます。

なお、UD e スポーツ導入の財源措置につきましては、三重県へ照会をさせていただきましたところ、国、県での財源措置は確認できませんでした。一部、他県ではイベント開催に対する補助事業があるとのことでしたので、今後、補助事業や財源措置について引き続き情報の把握に努めていきたいと考えているところでございます。

以上のことを申し上げまして、鎌田議員のUD e スポーツについてのご質問に対するご答弁とさせていただきます。

ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（三輪一雅議員） 鎌田鷹介議員、よろしいですか。

○3番（鎌田鷹介議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 3番議席、鎌田鷹介議員。

○3番（鎌田鷹介議員） 1点だけ再質問ですけれど、熊本県の高森町さんでは、集落支援の名目で国の特別交付税からUD e スポーツの大会を実施されており、人員、機材システムまで国からの財政措置が行われております。

また、京都府の精華町さんでは、できたばかりの補助金ですけれどもデジタル田園都市国家構想交付金を活用して、UD e スポーツの体験会が開催されております。

あと書いてある熊本県の合志市さんについても、UD e 導入に関しては県の補助金と、民間の方の支援で成り立っているのですけれど、認知機能を調査するために取り入れたわけです。認知機能の実証実験の結果についての部分は、国の補助金が実際使われているのはお話しさせていただいたのですけれど、自治体の活動自体、UD e スポーツで使うというのは自治体さんがお決めになったのだと思うのです。これを国が認めて補助金を出している以上は国からの財政措置だと思っているのです。

先ほど町長の答弁で、「国・県からの財政措置は確認できませんでした。」この「県」に関しては三重県のことを言われているのだと思うので納得できますが、国自体についてはそれぞれの自治体さんが考えて使われている点ですので、町長が言われたUD e スポー

ツのみに特化した補助金はないということか、この部分をお聞きいたします。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 鎌田議員の再質問で、国の財政措置のご指摘ですけれど、もう一度、私もこの本答弁の中でも、補助事業や財源措置について引き続き情報の把握に努めていきたいと申し上げておりますが、ストレートに違った角度からの財政措置がされておるのか。そこも含めて、早急に確認したいと思っています。担当、教育課長から分かる範囲で説明させますので、よろしくお願いいたします。

○教育課長（村上 強課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 村上教育課長。

○教育課長（村上 強課長） 議員ご案内いただきました他市町のこの補助金の活用事例でございますが、今回、本答弁の中で触れさせていただいたのが、U D e スポーツ導入に係る直接的な財源措置について、三重県へお尋ねしましたが、国・県での財源措置は確認できておりませんでした。今回教えていただきましたような直接的な財源ではないものの活用できるような補助事業と思われまますので、今後そういった補助事業や財源措置について、引き続き把握に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 鎌田鷹介議員、よろしいですか。

○3番（鎌田鷹介議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 3番議席、鎌田鷹介議員。

○3番（鎌田鷹介議員） 町長の本答弁で挙げられている合志市さんについてはそうだと思うのです。課長が今言われた通り、直接的な支援は県の方がされているもので、後の調査は国からの支援という部分なので。

でも、京都府の精華町さんとか高森町さん、直接的な支援ですよ、どう考えても。

人員とか機材システムまで全部国で賄われているものですので、国の特別交付税から。精華町さんに対しても先ほど申し上げた通りデジ田で賄われているわけです。直接的な支援だと思っているのですけれど、この辺の考え方は違うのでしょうか。

○教育課長（村上 強課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 村上教育課長。

○教育課長（村上 強課長） 議員ご案内いただきましたデジタル田園都市国家構想交付金を用いての導入事例のご案内かと思いますが、詳しく把握ができておりませんので、今後詳しく把握に努めていきたいと思います。

○議長（三輪一雅議員） 鎌田鷹介議員、よろしいですか。

○3番（鎌田鷹介議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 3番議席、鎌田鷹介議員。

○3番（鎌田鷹介議員） よろしく願いいたします。

町長の本答弁ではなくて、私からの質問でも一部触れている部分ではあるのですが、近隣市町でもなかなかeスポーツ大会を実施している自治体は少ないと思いますので、その分より一層導入を検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（三輪一雅議員） 続きまして、7番議席、服部英二夫議員の質問を許します。

それでは、登壇の上、お願いいたします。

○7番（服部英二夫議員） 議長、7番。

○議長（三輪一雅議員） 7番議席、服部英二夫議員。

○7番（服部英二夫議員） 7番議席、服部英二夫でございます。通告文に従って、質問をさせていただきます。

外国人との対話の重要性についてを質問させていただきます。

木曽岬町に住んでみえる外国人は、昨年度末で25か国、619人、町民の10.4％に当たります。25か国の方がみえる中、十分な会話・対応ができていません。25か国の皆さんのそれぞれの生活習慣が違いますので、十分な説明の機会を作り、地域住民とのコミュニケーション、日本の生活習慣に慣れ親しんでいただかななくてはなりません。

2月11日の防災訓練に対しても、外国人の参加者は多くなかったのではないのでしょうか。これは、チラシやホームページに日本語しか記載されておらず、それを理解できていなかった結果ではないのでしょうか。

外国人の言葉の問題は、災害時の避難やごみの収集、犯罪抑止など安全安心な社会を形成するためには解決しなければならない大きな問題だと認識されているとは思いますが。

それに対して今後町として、どのような対応をとっていくお考えでありますか。町長にご答弁を願います。よろしくお願い致します。

○議長（三輪一雅議員） 7番議席、服部英二夫議員の質問に対して、町長、ご答弁願います。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） それでは、ただいまの7番議席、服部英二夫議員の外国人との対話の重要性についてのご質問に対し、ご答弁を申し上げます。

2月29日現在、木曽岬町に住んでみえる外国人は627人で、人口の10.57％となっており、毎月増え続けているような状況でございます。このような状況であるからこそ、服部議員ご指摘のとおり外国人との対話の重要性については、今後、検討していかなければならない大きな課題であると認識いたしております。

これまでも町からの発行物の多言語化や、役場窓口・こども園での翻訳機の導入など、言語のサポートは行って参りました。このようなサポートは、今後も引き続き、強化・継

続させていく必要があると考えていますが、これに加えて、令和6年度からは、外国人と日本人、あるいは、外国人同士がお互いに理解を深め合うことや、地域社会に参加しやすい環境を整えることを目的とした交流の場を提供していきたいと考えているところでございます。

先ずは、やさしい日本語を活用して、服部議員からご指摘いただいた災害時の避難や、ゴミの収集といった木曽岬町に住んでいただくうえで最低限必要なルールや、知っておいてほしい情報などを分かりやすくお伝えして理解していただく。それと同時に、日本人や他の外国人とのコミュニケーションを図っていただき、お互いが理解しあう関係を築くことができる。そのような環境を整えたいと考えております。

先日、小学校の校長と話をさせていただきました。現在、小学校には8か国、29人の外国人の児童が登校しており、文化や宗教、習慣の違い、あるいは、言葉の壁などで苦慮することが非常に多い。そういう状況であってもやさしい日本語を使って、ゆっくりと相手が理解しているかどうかを確認しながら会話することで、お互いのコミュニケーションが図れるようになってきたとお聞きをいたしております。交流会などがあれば参加したい、協力したいと話してくれている児童もいるということもお聞きをいたしております。

こうした児童たちにも協力を仰ぎながら、また、町内で外国人の方を雇用されている企業の方々や、多文化共生という事自体に興味のあるの方々、包括連携協定を締結している大学など様々な方々に協力を要請していきながら、少しずつ、やさしい日本語を活用した交流の場の整備を進め、対話ができるキッカケ作りを行っていきたいと考えております。

その際には、議員の皆さん方におかれましてはぜひご協力をいただきますようお願いを申し上げ、服部英二夫議員の外国人との対話の重要性についてのご質問に対する答弁とさせていただきます。

ご理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（三輪一雅議員） 服部英二夫議員、よろしいですか。

○7番（服部英二夫議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 7番議席、服部英二夫議員。

○7番（服部英二夫議員） ありがとうございます。

今、町長の答弁の中で、小学校には8か国、29人の外国人の児童が登校しており、また文化、宗教、習慣の違いがあると。そんな中でも、いろいろコミュニケーションをとって、相手が理解をしているかどうか確認しながら会話することでコミュニケーションを図るようになってきたと、先生がおっしゃっているということですが、ここに大きなヒントがあると思います。

今まで、ポケトークとか、やさしい日本語で話はされておるとは思いますが、子どもさんたち同士は仲良くしてみえるので、子どもさんたちとその親と一緒に、言葉がわからない人たちが寄ってもなかなか話ができないと思いますが、25か国の中で、現在、木曽岬

町で使われている言語は何か国語ぐらいあるのでしょうか。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 服部英二夫議員さんの再質問でございますが、最後の方でありました何か国ぐらいの言語というのは、役場が使っている言語の数か。町内の25か国の人たちの言語は幾つあるかという話か。

それを受けて、担当課長から具体的に説明できるか。総務課長からお願いします。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹課長） しっかりと調べたわけではございませんので、何か国語あるか正確な数字はお答えできませんが、本答弁にありましたように小学校の校長と話をしていく中において、例えば小学校で8か国と言いながらも、出身の国の言葉をしゃべれないけれど英語がしゃべれる子がいたりだとか、また違う言葉がしゃべる子がいたりとか、単純にここの国に住んでいるからこの言語をしゃべるというわけではないということを知っていますので、実際には25国より多い言語が、町内の中では存在しているのかなと把握しています。

以上です。

○議長（三輪一雅議員） 服部英二夫議員、よろしいですか。

○7番（服部英二夫議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 7番議席、服部英二夫議員。

○7番（服部英二夫議員） 25か国の人たち、子どもさんみえるところ、みえないところがあると思いますけれど、みんな寄ってもらって、全体の話をする機会を作ってもなかなか、コミュニケーション成り立たない。

私が思っているのは、ある程度、言葉の集まり方って少し言い方おかしいですけど、何かそのような機会を作って、子どもさんたちや親を交えてのコミュニケーションの場を行政として作っていったらどうかと思うのですけれど、その辺はどうでしょうか。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 服部議員おっしゃることでございますが、木曽岬町はご存知のように人口比率でいくと、三重県の中でも一番外国人の方が多いという町でございます。それと1割以上もそういった方々にお住まいいただいておりますので、町としても、そういった外国の人達とのコミュニケーションをとる、或いは行政上どんな対応ができるかということもありますけれど、あの方たちの木曽岬の中での居場所というか、自分たちの場が欲しい、或いは活動の中で一緒に入りたい、そういったことは、いろいろなイベント、オータムフェスタや間もなく17日にふれあい広場もございます。社会福祉協議会では、昨年、

イベントをやったのですがその時に来ていただいております外国籍の方々が、友達の子どもさんと一緒に、7～8人の方で、遊んでいけます。

その時にお話をさせていただいておったのですけれど、やはり自分たちもこういうことがやりたい、或いは木曽岬でやっている中に入りたいというのと、自分たちの時間というか、自分たちの場も欲しいということもおっしゃって見えました。

そんなことも聞いておりますので私自身も、担当にも町としてしっかりと外国籍の人たちの居場所といいますか、そういった機会を作っていこう、そして、参加しやすいような形も考えていく必要があるということを申し上げておりますし、社会福祉協議会ではもう何年か前から、外国籍の方たちを対象とした取り組みをしております。

ただ、言葉の問題がありますので、ではどういった形でということは非常に難しいのですが、考えられる一つの手段としては、小学校の子どもさんたち今8か国という話がありましたけれど、この子たちははっきりしているわけです、ご家庭、親御さんたちも。

ところが、25か国600何人の方、もうどなたを窓口にしてどなたを代表してということもありませんから、子どもさんたちだとある程度、学校を通して顔が見えてきますから、そういったところを一つのきっかけにしてということがあります。人権の発表の時に、外国の子どもたちが、自分たちの意見発表をさせてもらいたいということで、人権講演会のときにありました。やはり彼らもそういった思いを持っていますから、何とかそういったきっかけを作っていきたいとそんな思いを持っていますので、議員さんたちからもそういったいいアイデアがあったらお聞かせをいただきたいなと思っています。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 服部英二夫議員、よろしいですか。

○7番（服部英二夫議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 7番議席、服部英二夫議員。

○7番（服部英二夫議員） ありがとうございます。

ちょうど昨日の新聞の一面に、外国人住民に言葉の壁という大きな見出しから、多文化共生これでいいのか三重、読んでいきますと「今までは、社会的自立に繋がるのには市民団体などボランティアにゆだねている部分が多い。しかし、行政や企業の責任は大きい」と書いてあります。ということはやはり、外国人にお任せしてばかりではなしに行政がある程度中に入っていくことには、そういった壁がなくなっていくと思います。

また、そこの終わりの方には「県もそれに対して、文化共生関連の新年度の新しい予算として1億300万円」ということも記載されておりますので、これは今から出てくる予算だと思うのですが、そういった予算を利用しながら、最初は行政がしっかり。

皆さん、慣れ親しんでくればいいのですが、最初はやはり行政がある程度全面的に前に出てかないことには、なかなかそういった機会の場、話し合いの場もできないと思いますので、その点もう少しだけお聞かせください。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 非常に大事なことだと思っています。行政が積極的に出て、皆さんのそういった機会を作っていくことを、まずやっていこうと思っていますが、この多文化共生のことについても、町として大きなテーマとして考えてございますので、担当課長から説明させていただきます。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 議員ご指摘の通り非常に重要な案件だと思っていますので、町も積極的に取り組んでいきたいと考えています。

ただ、実際のところを言いますと、今まではどのようなことをやっていったらいいのかというのはなかなかわからない状況でございました。

しかしながら、数か月前から実は小学校で、外国のことに興味のある関連のあるという児童たちが集まってミーティングを開いているという情報がありまして、この間そこへ意見を聞きに行きに行きました。

10人弱の子供たちが集まっていろいろ議論をしておったのですが、やはり彼らが一番望んでいるのは、やさしい日本語を活用したコミュニティ、交流の場が欲しいのだということを実に切実に訴えていただきましたし、私ども、令和6年度の主要事業の中で、予算立てはまだないものの、主要事業の一つとしてそういったコミュニティ交流の場を作っていくのだということも書かさせていただいておりますので、令和6年度、そういった子供たちの協力を得ながら形づくりをしていって、その先にまた日本語教室だとかいろいろなハード、ソフト含めて、詳細な活動をしていくことになろうと思いますけれども、まずは令和6年度は、そういった交流の場を作るきっかけを作って、何とか形にしたいと考えているところです。以上です。

○議長（三輪一雅議員） 服部英二夫議員、よろしいですか。

○7番（服部英二夫議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 7番議席、服部英二夫議員。

○7番（服部英二夫議員） ありがとうございます。これからも、木曽岬町のために、外国の人たちのためにもよろしくお願いいたします。

これで終わります。

○議長（三輪一雅議員） 以上をもちまして、通告をいただいております一般質問は全て終了しました。

これにて一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前 11 時 40 分再開

○議長（三輪一雅議員） 休憩を解き、本会議に戻します。

日程第 2 議案第 2 号 令和 5 年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算（第 7 号）
について

日程第 3 議案第 3 号 令和 5 年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計補正
予算（第 2 号）について

日程第 4 議案第 4 号 令和 5 年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計補
正予算（第 1 号）について

日程第 5 議案第 5 号 令和 5 年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正予算
（第 3 号）について

日程第 6 議案第 6 号 令和 5 年度三重県桑名郡木曽岬町農業集落排水事業特別会計
補正予算（第 2 号）について

日程第 7 議案第 7 号 令和 5 年度三重県桑名郡木曽岬町公共下水道事業特別会計補
正予算（第 2 号）について

日程第 8 議案第 8 号 令和 5 年度三重県桑名郡木曽岬町水道事業会計補正予算（第
2 号）について

日程第 9 議案第 9 号 木曽岬町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 10 議案第 10 号 木曽岬町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

日程第 11 議案第 11 号 木曽岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条
例の制定について

日程第 12 議案第 12 号 木曽岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

日程第 13 議案第 13 号 木曽岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 14 議案第 14 号 木曽岬町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 15 議案第 15 号 木曽岬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並
びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介
護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につい
て

日程第 16 議案第 16 号 木曽岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運
営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

日程第 17 議案第 17 号 木曽岬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設

備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 18 議案第 18 号 木曽岬町いじめ問題調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 19 議案第 19 号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 20 議案第 20 号 木曽岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 21 議案第 21 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 22 議案第 22 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計予算について

日程第 23 議案第 23 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計予算について

日程第 24 議案第 24 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 25 議案第 25 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計予算について

日程第 26 議案第 26 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曽岬町土地取得特別会計予算について

日程第 27 議案第 27 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曽岬町下水道事業会計予算について

日程第 28 議案第 28 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曽岬町水道事業会計予算について

日程第 29 議案第 29 号 木曽岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンターの脱水機改築工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について

日程第 30 議案第 30 号 三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議について

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第 2、議案第 2 号、令和 5 年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算（第 7 号）についてから日程第 30、議案第 30 号、三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議についてまでの 29 議案を一括上程し、これを議題いたします。

上程しました会議議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（三輪一雅議員） ただいま議題としました議案につきましては、それぞれの常任委員会に付託し、ご審査を願ひまして、各常任委員会から審査報告書が提出されております。よって、それぞれの委員長に報告を求めます。

はじめに、加藤真人委員長より教育民生常任委員会の審査報告を求めます。

登壇の上、お願いいたします。

○５番（加藤真人議員） 議長、５番。

○議長（三輪一雅議員） ５番議席、加藤真人委員長。

○５番（加藤真人議員） 教育民生常任委員会の報告をさせていただきます。

去る、３月６日水曜日午前９時から、委員６名の出席のもと、加藤町長、森副町長、山北教育長をはじめ、教育民生常任委員会所管の執行部の同席を求め、委員会を開催いたしました。

令和６年第１回定例会において、本委員会に付託されました議案は、議件名を割愛しますが、議案第２号の所管部分から議案第５号までの補正予算案４件、議案第１２号から議案第１８号の条例の一部改正案７件、議案第２２号の所管部分から議案第２５号までの当初予算案４件の計１５議案でございます。

付託されました１５議案について、まず加藤町長より議事日程の説明を受けた後、付託議案の審査方法をお諮りし、各議案については、一件ごとに審査を行い、全議案審査の後に、討論・採決も一件ごとに行うこととし、付託議案の審査を進めました。

その審査内容や結果について、ご報告をさせていただきます。

まず、議案第２号、令和５年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第７号）についての所管部分を議題として審査を行いました。

質疑では、民生費の福祉医療事業、扶助費について障がい者と６５歳以上重度障がい者の減額の割合が大きい。当初予算から今の時期まで補正予算の対応がされていないが、この時期の補正として適切だったのかとの質問に対して、今回、扶助費において、年度末を迎え実績を推計し、障がい者、６５歳以上重度障がい者、一人親家庭の減額を最終補正にて調整をすることにいたしました。特に６５歳以上重度障がい者においては、減額が高額になっていますが、令和５年度から後期高齢者医療の２割負担制度が始まることもあり、当初予算での過大見込みであったとの答弁でした。

次に、教育費の木曾川グラウンド経費、緑化委託料について大幅に減額補正する理由はとの質問に対して、緑化管理委託の業務発注にあたり、入札を行ったところ大幅な請負差額が生じた結果、今回の減額補正となったとの答弁でした。

討論は、特にございませんでした。

次に、議案第３号、令和５年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてを議題として審査を行いました。

質疑では、保険給付費の一般被保険者療養給付費、一般被保険者療養給付費負担金につ

いて、大幅な減額補正となっているがその要因として、対象者数、診療件数、一人当たりの医療費の診療費、いろいろな要素があると考えられるが、何が大きな要因となったと考えているかとの質問に対して、令和５年度の予算は、令和４年度の実績を見込んで予算を立てています。令和４年度については、いわゆるコロナの受診控えの反動により、療養給付や手術等の高額医療が増えた実績がありますので、診療件数が減っているものと考えていますとの答弁でした。

討論は、特にございませんでした。

次に、議案第４号、令和５年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてを議題として審査を行いました。質疑、討論は特にございませんでした。

次に、議案第５号、令和５年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正予算（第３号）についてを議題として審査を行いました。質疑、討論は特にございませんでした。

次に、議案第１２号、木曽岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として審査を行いました。質疑、討論は特にございませんでした。

次に、議案第１３号、木曽岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として審査を行いました。質疑、討論は特にございませんでした。

次に、議案第１４号、木曽岬町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として審査を行いました。質疑、討論は特にございませんでした。

次に、議案第１５号、木曽岬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として審査を行いました。質疑、討論は特にございませんでした。

次に、議案第１６号、木曽岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として審査を行いました。質疑、討論は特にございませんでした。

次に、議案第１７号、木曽岬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として審査を行いました。質疑、討論は特にございませんでした。

次に、議案第１８号、木曽岬町いじめ問題調査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として審査を行いました。質疑、討論は特にございませんでした。

次に、議案第２２号、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計予算についての所管部分を議題として審査を行いました。

質疑では、民生費の子育て支援事業について、第３期木曽岬町子ども・子育て支援事業

計画策定支援業務で、今年度アンケート調査が行われていると思うが、寄せられた声やアンケート結果をどう反映させていくのかとの質問に対して、今アンケートを実施中で、アンケートの締め切りが今月末となっています。アンケートの結果については、回収ができていない状況なので、来年度にどこかのタイミングで説明させていただきたいとの答弁でした。

次に、民生費の結婚支援事業について、結婚新生活支援事業補助金が90万円で、39歳以下を対象にということと、国庫補助金を受けるが、補助率や上限額の考え方を教えていただきたいとの質問に対して、結婚新生活支援事業補助金については、39歳以下が対象となっており、子育て関係の少子化対策補助金で出産をしていただいて、お子さんを育てていただくというところで、国の基準が39歳以下となっているものです。30歳から39歳までの世帯は、上限30万円。29歳以下の世帯は、上限60万円。補助率は4分の3との答弁でした。

次に、教育費の小学校費、学校維持管理経費、運動場維持管理工事257万4,000円の内訳を教えていただきたい。また、グラウンドの大きい方と小さい方の間に以前よく水が溜まるというのがあった。その改善もされるのかとの質問に対して、小学校校庭のトラックの周辺部分の土が風などで飛ばされて少なくなっており、プラスチックのポイントがかなり浮き上がっている状況が見受けられるので、これを解消するために土を補充することと、草も生えているので、そちらの整備と水たまりを解消するための改修も合わせて行うものですとの答弁でした。

次に、教育費の中学校費、学校維持管理経費、体育館トイレ改修工事について、洋式トイレに改修するだけで他の改修をする考えはないのか、その予定工事期間はどのように考えていますかとの質問に対して、体育館のトイレ改修は、男子トイレ1基、女子トイレ1基を洋式化する計画で、残りは現状の和式便器のまま使用してもらう。工事期間は、できるだけ学校運営に支障にならないよう夏休みの長期休みなど、学校と調整して日程を決めていきたいとの答弁でした。

また、このトイレ改修について、女子トイレの3基すべてを洋式化する考えはないのかとの質問に対して、女子トイレの改修は、1基のみで考えているとの答弁でした。

次に、教育費の木曽川グラウンド経費、緑化委託料の考え方はとの質問に対して、緑化管理委託料は基本的に例年どおりであるが、現地に生長の早い草が新たに見つかったとの報告を受けておりますので、それに対応する抑制剤の散布業務を加え委託料の予算額を積算したとの答弁でした。

討論は、特にございませんでした。

次に、議案第23号、令和6年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計予算についてを議題として審査を行いました。質疑、討論は、特にございませんでした。

次に、議案第24号、令和6年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計予算に

ついてを議題として審査を行いました。質疑、討論は特にございませんでした。

次に、議案第25号、令和6年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計予算についてを議題として審査を行いました。質疑、討論は特にございませんでした。

以上、付託されました議案第2号の所管部分から議案第5号まで、議案第12号から議案第18号、議案第22号の所管部分から議案第25号の15議案を慎重に審査いたしましたところ、本委員会は、全議案を妥当と認め、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上のとおり、ご報告させていただきます。

令和6年3月12日、教育民生常任委員会委員長、加藤真人。

○議長（三輪一雅議員） ありがとうございます。

教育民生常任委員会の皆さんには、当日、長時間にわたり、慎重審査ご苦勞様でございました。

続いて、鎌田鷹介委員長より、総務建設常任委員会の審査報告を求めます。

登壇の上、お願いいたします。

○3番（鎌田鷹介議員） 議長、3番。

○議長（三輪一雅議員） 3番議席、鎌田鷹介委員長。

○3番（鎌田鷹介議員） 総務建設常任委員会のご報告をさせていただきます。

去る、3月8日金曜日午前9時より、委員6名の出席のもと、加藤町長、森副町長をはじめ、総務建設常任委員会所管の執行部の同席を求め、委員会を開催いたしました。

令和6年第1回定例会において、本委員会に付託されました議案は、議件名を割愛いたしますが、議案第2号の所管部分、議案第6号から議案第8号までの補正予算案4件、議案第9号から議案第11号、議案第19号から議案第21号の条例の制定案並びに一部改正案6件、議案第22号の所管部分、議案第26号から議案第28号までの当初予算案4件、議案第29号の協定締結案件1件、議案第30号の協議案件1件の計16議案であります。

付託されました16件の議案について、加藤町長より議事日程の説明を受けた後、付託議案の審査方法をお諮りし、各議案について、一件ごとに審査を行い、全議案審査の後に、討論・採決も一件ごとに行うこととして、付託議案の審査を進めました。

その審査内容や結果について、ご報告をさせていただきます。

まず、議案第2号、令和5年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算（第7号）についての所管部分を議題として審査を行いました。

主な質疑では、農林水産業費の地籍調査事業費について、今回国費ベースで減額になり、大幅な減額補正ということですが、今後、この事業進捗にかかるスケジュール面での影響について、教えてくださいとの質問に対して、令和5年度の国から三重県への割当額は、対前年度比48%減で、県から町に対する割当額は、要望額に対しての割合では66%減

となったが、この要望額については、令和5年度と令和6年度の計画区域を合わせて行ったので、令和5年度分については、おおむね予定どおり実施できましたので、全体計画に遅延はないと考えています。令和6年度からは、国費が減額となった防災対策を目的とした地籍調査費負担金から、国費が増額となった社会資本整備を目的とした社会資本整備円滑化地籍整備事業費に変更をして実施していきたいとの答弁でした。

次に、総務費の財務管理経費について、公会計財務書類作成支援業務決算見込みが半減されているが、この要因を教えてくださいとの質問に対して、仕様内容は変わっていないが、安価に委託できたことにより減額になったとの答弁でした。

次に、総務費の地域まちづくり推進事業費について、地域まちづくり推進事業の交付金の申請を区長さんが窓口来られて、そこで申請書類の作成を手伝い提出してもらっているというお話を聞いております。今後、スマホやパソコンで、簡単に申請ができるようにしたら、もっと活用していただけるのではとの質問に対して、町としては資料だけ持ってきていただければ、こちらで作成することもさせていただいております。簡単にというのがどこまでのことかですが、スマホやパソコンでというご意見をいただきましたので、区長の皆様方のご意見を拝聴しながら進めていきたい。令和5年度から単価を値上げし、何とか全地区の方にお使いいただけるよう今後も努力を続けていきたいとの答弁でした。

次に、総務費の木曽岬干拓事業推進費について、企業立地奨励金はどういうものか。もう一度説明をお願いしますという質問に対して、納めていただいた固定資産税の3分の2に相当する額を、上限3億円、5年間ということでお支払いをするものです。現在、補正予算で計上しているのは、一社の企業に対する固定資産税の額が確定したことに伴い、奨励金の額を確定させたものですとの答弁でした。

次に、公債費の地方債元金償還金について、県補助金受入予定による財源振替で、この財源は地震対策緊急促進事業補助金、津波対策促進事業補助金で県支出金で284万7,000円上げられていますが、災害対策経費の中にも同じような予算が上げられていて、こちらは減額ということになっており、予算が入れ替えされているように見受けられますが、その意味を教えてくださいとの質問に対して、津波対策事業で過去に避難タワー等を作った際に、建設費の6分の1は県の補助金がいただけるという制度がありましたが、県の財政の問題もあり、その補助金を起債に替えて、その償還に充てるために毎年補助金として交付することになったので、今回の補正において、今年度分の額の確定ができたことから、財源振替をしたというのが、補正の内容です。この財源振替によって危機管理課所管分の予算への反映がされたということですとの答弁でした。

次に、総務費の会計管理費について、補正により予算が半額くらいになっています。何かインターネット等を使い仕組みが変わったということで、LGWAN回線も活用しながらという説明でしたが、なぜこんなに安くできたのか、そのように入れ替わったことによってどのように経費が削減でき、この補正額が出てきたのかとの質問に対して、今木曾岬

町の指定金融機関はＪＡで、収納代理が１０の金融機関、全部で１１の金融機関に収納をお願いしています。当初予算の時には、ＮＴＴのＩＳＤＮの電話回線が廃止になったことによって、政府と市町の専用回線であるＬＧＷＡＮ回線ですべて１１の金融機関と契約する計画で進めていました。しかし、インターネット回線もセキュリティの安全性が十分確保できていることが分かりましたので、１１の金融機関と個別に協議し、インターネット回線を利用できるか打診して進めた結果、４つの金融機関は、ＬＧＷＡＮ回線での契約となりましたが、残りの７つの金融機関については、インターネット回線での契約が可能になりました。ＬＧＷＡＮ回線では毎月の使用料が２万円程度掛かりますが、２千円から３千円程度になったのと、初期登録の費用が、ＬＧＷＡＮ回線では５万５，０００円や１１万円など金融機関によって初期設定の費用が掛かりましたが、インターネット回線ではほとんど掛からないところが多かったなのでその費用も削減でき、今回３６０万円ほどの減額になったというのがその理由ですとの答弁でした。

討論は特にございませんでした。

次に、議案第６号、令和５年度三重県桑名郡木曽岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題として審査を行いました。

主な質疑では、施設費の維持管理費について、電気料金の予算が農集・公共ともに減額されていますが、減額は公共下水道の方が大きいのかと思っておりましたので、農業集落排水の方が減額が大きくなった理由を教えてくださいとの質問に対して、令和５年度の当初予算を編成する時に、電気料金がかなり高騰していました。令和４年度の予算について３月の補正で電気料金を増額した経緯があり、農業集落排水事業、及び公共下水道事業特別会計それぞれの電気料金についてもその辺を加味し、同様に令和５年度の当初予算でも電気料金を算出しておりました。今回の予算の減額が農集と公共で差があるということですが、あくまでも電気料金の実績に基づいて精算をするものですので、令和５年度の当初予算での見込みに対する実績という点をご理解くださいとの答弁でした。

討論は特にございませんでした。

次に、議案第７号、令和５年度三重県桑名郡木曽岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題として審査を行いました。

主な質疑では、施設費の施設整備費について、今回の脱水機の工事で１，５００万円減ということで、かなり大きい減額になっています。それは、設置工事に関しての部分なのか、機械本体の製作に関しての部分なのか、その要因を教えてくださいとの質問に対して、東部地区クリーンセンターの２号機の脱水機の工事については、日本下水道事業団に工事の委託をしているものです。当初１億５，０００万円ほどで協定を行っておりました。日本下水道事業団から請負業者に対して、工事が発注される際の入札を行った結果の請負差額が生じたので、今回減額をするものです。工事を委託しており、入札の結果による請負差額ということになりますとの答弁でした。

討論は特にございませんでした。

次に、議案第 8 号、令和 5 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題として審査を行いました。質疑、討論は特にございませんでした。

次に、議案第 9 号、木曾岬町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として審査を行いました。

主な質疑では、児童福祉に関することを子ども・健康課で行うということですが、今までこの項目はどこにあって、今後どういうことをやっていくのか教えてくださいとの質問に対して、これまで児童福祉は、福祉健康課の社会福祉に関することに入っておりました。今回、課を新設し事務分掌を分けることになり、児童福祉に関することを別立てであげており、業務の内容については、事務分掌規則で設定をさせていただきますので、条例としてはこのようにあげさせていただいたということです。また、今回の課の創設については、子ども・子育ての支援の体制を強化していくということで、社会福祉から児童福祉を分離させたということでご理解くださいとの答弁でした。

質疑、討論は特にございませんでした。

次に、議案第 10 号、木曾岬町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として審査しましたが、質疑、討論は特にございませんでした。

次に、議案第 11 号、木曾岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として審査しましたが、質疑、討論は特にございませんでした。

次に、議案第 19 号、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題として審査しましたが、質疑、討論は特にございませんでした。

次に、議案第 20 号、木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として審査を行いました。

主な質疑では、この金額の設定は全国一律ではなくて、町職員の給与体系に合わせてそこから導き出すとこの数字になるという認識でよろしいですかとの質問に対して、この金額は、全国一律で提示されている額で、それに合わせて改正をするものですとの答弁でした。

質疑、討論は特にございませんでした。

次に、議案第 21 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として審査しましたが、質疑、討論は特にございませんでした。

次に、議案第 22 号、令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算についての所管部分を議題として審査いたしました。

主な質疑では、土木費の道路橋梁維持費について、鍋田川線など出ているが、5 月補正のときに、繰越明許費が道路の関係で 2 つ出ていた。令和 6 年度も工事はしないのか。西

対海地の県道で下水道管の移設が必要との説明を受けていたが、その予算とは違うのかとの質問に対して、繰越明許費の補正で道路橋梁維持事業の600万円を計上していますが、これは国の補正予算で橋梁修繕の内示があったことから、補正予算で計上させていただき、その部分を令和6年度に繰り越し、繰越明許費の予算においてそれを執行するということです。令和6年度の当初予算という予算区分と繰越明許費という予算区分の中で、抱き合わせで橋梁の補修をしていくこととしており、前倒しして橋梁の修繕工事をやっていくことで事業効果を発揮しようと考えています。西対海地の橋梁については、県道の橋梁になりますので、県で予算の都合上、工事の発注が令和5年度から令和6年度になったという理由で添架をしている下水道管のことについても、令和5年度の補正予算の中で精査をさせていただいたところです。下水道事業会計の方でも予算の説明をさせていただきますが、令和6年度予算の該当部分については、下水道事業会計で、橋梁工事に伴う下水道管の移設を計画しているところですよという答弁でした。

次に、土木費の都市計画総務費について、都市計画基礎調査業務委託は5年に1回実施するということですが、業務の内容を教えてください。また、これによって都市計画審議会の開催回数が増えることはないのか教えてくださいとの質問に対して、都市計画基礎調査の内容ですが、三重県で都市計画区域における現況の把握、将来の見通しを調査して、都市計画に関して必要な事項を定めていくこととしており、そのための基礎的なデータの整備をしていくという内容なので、町の都市計画審議会に諮ることは考えておりませんとの答弁でした。

次に、総務費の職員健康管理費について、職員の健康診断やストレスチェックの委託料ですが、町の職員も一般の会社同様、精神的に病んだり、長期に休んでいる職員がいると聞いており、この点しっかりやっていくべきではないかと思いますが、予算が年々減っている理由をお聞きしますとの質問に対して、職員健康管理費の内容は、毎年変わっているものではなく、職員の人数の減により予算が減額となったものですとの答弁でした。

次に、総務費のまち・ひと・しごと創生事業費について、シティープロモーション事業で、ポチャッコを使っていますが、今後もこれを続けていく予定ですかとの質問に対して、ポチャッコの使用に関しては、将来的に使っていくかは未定ですよとの答弁でした。

次に、総務費の高度情報処理対策費について、今回から自治体情報システムの標準化対応業務委託料として1億6,500万円ほどの予算が上がっていますが、住民課の戸籍の関係で3,000万円ほど、債務負担行為を見ると、令和7年度までということでは、6,600万円ほどが、この自治体情報システム標準化対応業務の関連予算として上がっています。この財源内訳として、ふるさと応援寄付金から1億4,000万円ほどをあてていて、国庫支出金が3,000万円ほどしか上がっていない。これはもともと国がすべて財政負担を行うと話をしていたと思いますが、今のところ国がこれだけの財政負担しかないという点について驚きを隠せない。私もこの点について調べましたが、国の動向を見ると、

補正予算で今後出すというようなことを言っているようですが、今後国の動向として、全額補助をする方向や、内示のような動きがあるのか教えてください。また、今回ふるさと応援寄付金から1億4,000万円ほど出す予算が上がっていますが、ふるさと応援寄付金をこれに使うというのは寄付の目的に沿っているのか、その考え方を教えてくださいとの質問に対して、高度情報の関係でふるさと応援寄付金を使うという点ですが、寄附金をいただく際に使途目的を皆さんにお聞きしており、7割から8割は町政全般に関することに使って欲しいという回答でございました。今回この予算に財源不足がありましたので、県に確認し、ふるさと応援寄付金をこれに充てることは問題ないという回答をいただいております。標準化に関する国の負担についてですが、先日、国から補助金の新たな上限額が設定され、2,520万円が1億2,378万8,000円に増額されるという内示があり、全体額が住民課分も含めると約2億6,000万円になりますが、そのおよそ半分ぐらいについて国の補助金が充てられる状況になっています。今回、増額の内示がありましたので、そこからの増額というのは今のところないものと見込んでいますとの答弁でした。

討論は特にございませんでした。

次に、議案第26号、令和6年度三重県桑名郡木曽岬町土地取得特別会計予算についてを議題として審査しましたが、質疑、討論は特にございませんでした。

次に、議案第27号、令和6年度三重県桑名郡木曽岬町下水道事業会計予算についてを議題として審査を行いました。

主な質疑では、処理場費について、処理場費の中の処理場機器オーバーホール工事で、1,500万円ほど上がっていますが、その内容を教えてくださいとの質問に対して、処理場のオーバーホール工事1,500万円ですが、例年おおよそ1,000万円くらいのオーダーで東部地区クリーンセンターの機器のオーバーホール工事をしているものです。オーバーホール工事なので、既存の機器の中の劣化部品等の交換をしているもので、それによって機器全体の長寿命化を図っています。毎年計画を立てて、それぞれの機器のオーバーホールを行っています。令和6年度については、汚泥貯留槽の拡販機器の整備や循環ポンプの整備、ばっ気ブローアの整備、異種ポンプの整備、薬液注入ポンプ、汚泥供給ポンプなど、各種機器の中で経年劣化が目立つというものをピックアップして汚水の処理に支障がないように予算を計上させていただいているものですとの答弁でした。

次に、施設費について、ポンプの取替工事を3つ行っていますが、この内容を教えてください。濃縮汚泥移送ポンプ取替工事で2,000万円ほど上がっています。これは1か所ですか。複数個所行うのでこの金額になったのか、この内容も教えてください。今までも経年でいろいろ替えてきたのは理解しますが、こういうものは一つ一つの決められた交換時期、例えば10年、3年、5年。いろいろな機器の更新の基準はどう把握されていますか。どのような基準で更新がされているのか教えてくださいとの質問に対して、中継ボ

ンプの取替工事については、公共下水道の処理区内で3か所、農業集落排水の処理区内3か所、それぞれポンプの取替え工事を行うものです。

濃縮汚泥移送ポンプ取替工事については、東部地区クリーンセンターの濃縮汚泥移送ポンプ1つを取り替えるというものです。交換までには、オーバーホール工事を発注して、その機器を耐用年数以上も使っていくというもので、まずはオーバーホールで、オーバーホールで対応できない機器に関しては、今回のように取替をし、使える限り使っていくという考え方をしており、メーカーからの推奨で例えば10年で替えてくださいっていうことがあっても、現状の使用形態、それから修理の状況等で、できるだけ延ばしていくという考えで行っていますとの答弁でした。

質疑、討論は特にございませんでした。

次に、議案第28号、令和6年度三重県桑名郡木曽岬町水道事業会計予算についてを議題として審査を行いました。

主な質疑では、総係費について、アセットマネジメント計画策定業務委託が挙げられていますが、耐震関係のことだという説明がありました。この内容について、配管だけを耐震化していくのか、どういうところまで含めてのことなのか教えてくださいとの質問に対して、水道施設の耐震化です。令和4年度に受水場、川先の弘法池受水場の耐震の診断とそれに伴う耐震補強の計画を立てました。令和5年度は、管の耐震化の計画を策定しているところです。また、施設の耐震化計画というのがここででき上がるわけですが、この中で、令和6年度にアセットマネジメント計画、これは、この耐震の計画、いわゆる更新需要を明らかにして、またそれに伴う財政の収支の見通しを、30年から40年のスパンで検討するということところで財源の確保や更新基準の見直し、更新費用削減の検討を行うという計画を策定するものです。また管路の耐震化の工事については、今まで老朽管の布設替工事はすべて水道事業の単費で行ってきましたが耐震管の工事は国庫補助が受けられます。国庫補助を受ける要件として、このアセットマネジメント計画の策定が義務づけになってきますので、令和6年度にこのアセットマネジメント計画を策定して、それ以降、工事について国庫補助を受けて経費の削減を図りながら、事業を進めていきたいと考えていますとの答弁でした。

質疑、討論は特にございませんでした。

次に、議案第29号、木曽岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンターの脱水機改築工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題として審査しましたが、質疑、討論は特にございませんでした。

次に、議案第30号、三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議についてを議題として審査しましたが、質疑、討論は特にございませんでした。

以上、本委員会に付託されました議案第2号の所管部分、議案第6号から議案第11号、議案第19号から議案第21号、議案第22号の所管部分、議案第26号から議案第30

号までの執行部提出議案１６件は、慎重に審査いたしましたところ、全議案とも全員賛成で、本委員会は原案のとおり、可決するものと決定いたしました。

以上のとおり、ご報告させていただきます。

令和６年３月１２日、総務建設常任委員会委員長、鎌田鷹介。

○議長（三輪一雅議員） ありがとうございます。

総務建設常任委員会の皆さんには、当日、長時間にわたり、慎重審査ご苦労様でございました。

これより各常任委員会の委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長の報告に対して、ご質疑がある方はご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 ０時２８分散会

○議長（三輪一雅議員） 議員の皆様方には、慎重なご審議ありがとうございました。

また、加藤町長をはじめ執行部の皆様方には、大変ご苦労様でございました。

なお、最終日は３月１４日午前９時より再開されますので、ご出席を賜りますようお願い申し上げます。

ご苦労様でございました。